

平成22年第3回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成22年9月10日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年9月13日	9時30分	議長	酒井恵明	
	延会	平成22年9月13日	16時54分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	6番	品川義則	8番	林博文		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長	眞島敏明		
	教育長	松隈亞旗人	こども課長	内山敏行		
	会計管理者	平野勉	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	小野龍雄	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	企画政策課長	岩坂唯宜	教育学習課長	毛利俊治		
	財政課長	安永靖文	健康福祉係長	原博文		
	税務住民課長	重松俊彦				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 林 博文

- (1) 子ども手当の支給について
- (2) 農業行政について
- (3) 健康診断の受診及び予防接種の町の助成について

2. 大 山 勝 代

- (1) 生涯学習の拠点としての図書館の早期建設を
- (2) 30人学級の平成23年度からの国の実施に向けて

3. 鳥 飼 勝 美

- (1) 町長の政策執行プロセスについて
- (2) 基山町地域福祉計画の策定について
- (3) 町民会館の指定管理者制度について

4. 重 松 一 徳

- (1) 職員定員管理について
- (2) 下水道について
- (3) 総合公園西側広場整備計画について
- (4) 第3次国土利用計画について

5. 片 山 一 儀

- (1) 基山町まちづくり基本条例について
- (2) 基山町第3次国土利用計画について
- (3) (株)内山建設の社屋&敷地の購入について
- (4) こども課の運用について
- (5) 公共サービスにおける考え方について

～午前9時30分 開議～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第1 一般質問を議題とします。

最初に、林博文議員の一般質問を行います。林博文議員。

8番（林 博文君）（登壇）

皆さん、おはようございます。8番議員の林博文でございます。きょうはたくさんの方が傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速通告をいたしておりました質問事項の1の子ども手当の支給について、次の2の農業行政について、3の町の健康診断の受診及び予防接種の町の助成について、この3項目について質問要旨の順番に従いまして質問をさせていただきます。執行部のほうの御答弁のほうをよろしく願いをいたします。

それでは、質問事項1の子ども手当の支給についてでございますが、この子ども手当は民主党の目玉政策の一つで、次の世代の社会を担う子供の一人一人の成長を社会全体で応援する理念で始まった制度でありまして、本年度に創設された制度であります。

そこで、質問要旨に入りますが、アの子ども手当の支給資格、また受給対象者の要件、及び概要はどのような制度で始まったのかということで、内容を聞きたいと思っております。

次のイの手当の支給の条件、及び本年度の支払い期日、定め等決まっておるんじゃないかと思っておりますが、どのように決めてあるのか御説明をお願いしたい。

次のウは、当町でのこの制度の給付対象者数及び支給金額はということで、第1回目が6月10日に支給があったわけですが、そこでも相当期間が短かった関係で問題もあっておったようですが、6月10日の支給分と、また22年度中に支払う予定の総額、相当な金額になるかと思っておりますが、その金額は幾らになっておるかということでございます。

次に、エの支給対象者の基準日の期日ですが、または支給対象者世帯、基山町で何世帯ぐらいこの子ども手当の支給に対する世帯数があるかということでございます。

次のオは、6月10日に第1回目が支払われた子ども手当ですが、支給に対しての事務から本人受け取りまでの要領はどのように進められたかということでございます。今回の政府の決まりから口座振り込みまで、6月10日までの期日が少なかったわけですが、その申請から口座振り込みまでの流れを説明をお願いしたいということです。

次のカの今回の支給に対し担当職員は事務手続及び支給対象者の調査などで、先ほど言いましたように、決定から支給日まで期間が短かったためにたくさんのお問い合わせも多かったん

じゃないかと思えます。どのようにその問題点を対処されたかということでございます。

特に、今度の子ども手当、大変矛盾したところもありますが、 で挙げております町内に住まれている外国人の世帯数の調査などどうされたかということです。これについては後でまた2回目以降も質問をいたしますが、外国人の子供にも支払われておるわけですので、その辺についてもお願いしたい。

また、2番目の虚偽申請による不正受給ですね。この調査と、また基山町の場合はこれはなかったかということでございます。大変この虚偽の申請について、特に外国人なんかは2回目にまた質問しますので、そのとき詳しく聞きたいと思えます。

次の児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとして、法の規定に基づき国と地方と事業主がこの支給の費用を負担しているわけですが、基山町の場合は子ども手当の財源内容はどうなっていますかということでございます。詳細について、よければ御説明を願いたい。

次のクについては、本年3月までは児童手当の制度としていろんなこの児童手当を支払われて、所得制限等もこの児童手当にあったわけですが、今年4月からの子ども手当はこの所得制限も廃止ということで、相当児童手当と子ども手当の相違点があったんじゃないかと思えます。そのどのようなものが挙げられるか、お聞きをしたいということです。

次のケについては、6月10日に支給された申請が間に合わなかった人ですね。大変申請期間が短かったということで、間に合わなかった人がたくさんあるということで何日か前の新聞にも出ておったようですが、これについての処置、最終申請はいつまでにしなくてはならないのかということでございます。基山町も手続漏れのがあったでしょうかということでございます。

次のコは、新たに年度中に子供が生まれた場合の子ども手当の支給はどうなりますかということで、例えばきょうが9月13日ですけども、9月13日に、きょう生まれた子供さんについてはいつから子ども手当がもらえるかということでございます。これはもう例として挙げていただいたらというふうに思っております。それとまた、申請はどのような手続をしたらいいかということをお聞きしたいということでございます。

次のサについては、今回の子ども手当の地方への、市町村への寄附制度が当初から国から示されておりましたが、住民への周知方法はどのような方法でされたかということでございます。広報等ではどんなPRを基山町はされたかということです。

次のシは、今回の子ども手当の支給から町税の延納金がある世帯の徴収はされたのかということでございますが、佐賀県下でも14市町村、これについては皆さん方も新聞紙上で見られたかと思えますが、保育料なり給食費なり、特に子供にまつわる学納金とか、そういうの未納金を協議の上にもらってある市町村、14市町村あるわけですが、そういうふうなところが基山町でもあったかということでございます。大変、基山町も保育料なんか未納が多いということで、こういうのをこの際解消したらということで挙げたわけです。

次に、大きな2番の子ども手当の2011年、来年度から以降の見通しの対応はということで、

大変この目玉政策としての民主党が1人当たり13千円から26千円の支給ということで、概算要求等がもうあっておるようですが、中身がわかれば見通しを答えていただきたいというふうに思っておるところです。

それでは次に、質問事項2の農業行政についてであります。この制度もまた民主党が政権公約に織り込んだ農政の目玉施策でありまして、ことしの4月から米を中心にモデル事業として実施されている制度であります。

そこで、大きな2番の水田農業の農業者戸別所得補償制度についての質問であります。今年6月30日で締め切られました戸別所得補償モデル事業の制度への参加申し込み及び申請等は、基山町の場合、目標に達したかということでございます。これは件数なり、面積なり、参加率を答えていただければというふうに思っておるところです。

特に、の集落営農加入件数なり、水稻共済加入戸数の比率、またの水田利活用自給力向上の事業、これは作物別にわかれば御説明のほうをよろしくお願いしたいと思います。もう取りまとめも終わっているころじゃないかと思えます。よろしくお願いたします。

また、イの2011年度から本格的にこの戸別所得方式始まるわけですが、実施される予定のこの制度の概要はということで、米に続き畑作にも補償対象となる作物の品目が拡大されております。また、補償金なども相当な金額、上積みになっておるようですので、これを説明していただきたい。

次に、質問要旨大きい3番の農業行政の中での中山間地域直接支払制度でございますが、これについては平成12年度から始まった制度で、1期5年で2期目、17年から21年までが2期。今回からまた、平成22年から平成26年まで第3期として延長された制度であります。そこで、この概要は、または基山地区の協定書がもうそろそろ提出期限が切れておるんじゃないかと思えますが、その提出状況はどうかと。第3期に取り組まれる集落はどうなっておるかということでございます。

それと、イの第2期対策から見直しの内容はどのように拡充されたのかということで、見直しのポイントを説明していただきたいというふうに思っておるところです。これは耕作放棄地なり自給率向上の確立なり、向上なりを掲げた農政の目玉の一つであります中山間地域、これについての説明をお願いしたいということでございます。

次の質問事項ですが、3番の健康診断の受診及び予防接種はどのような町の助成があるかということでございます。

質問要旨大きい4の分については、現在少子・高齢化が進む基山町では福祉行政に積極的に取り組み、子育て支援や住民が安心して暮らせる健康のまちづくり支援を行う必要があるかと思えます。そこで、アの町が実施している健康診断の受診で助成をされている事業はどのようなものがあるかということで、項目ごとにまた助成金額を教えてくださいということでございます。一つ一つの項目を上げておりますので、1が母子保健の事業、また2の健康増進事業、3の予防接種事業なり、また4の保健事業の22年度の予算での助成はどう

なっていますかということでございます。

それと、次がこれは自治体が大変取り組んでおられるし、国も今ことしの予算にも上げておられる厚生労働省ですか、特に女性特有のがんとして乳がんとか子宮がんがあります。子宮がんというと、子宮がんにはその子宮体がんと子宮頸がんがあるわけですが、子宮体がんについては子宮の中にできるがん、また子宮頸がんについては入り口のところにできるがんでございますが、もうこの子宮頸がんについては若干若年層が大変この病気にかかりやすいということで、国なり県なり、市町村もこれについては取り組んでおり、助成金も概算要求の中にもことしも織り込んでおられます。それとあわせて、この子宮頸がんのワクチンと子供の細菌性髄膜炎を予防するH i bワクチンの接種費用の助成であります。これについては町は今までも同僚議員から何回かこの件については一般質問もありましたが、接種の助成ですね。話によりますと、ここにも書いておりますように試算されているということで聞いておりますので、これはいつからぐらい実施されるのであるかということでお聞きをしていきたいというふうに思っております。

長くなりましたが、後2回目には詳細についてひとつ聞きたいと思いますが、これで1回目の質問を終わらせていただきたいと思います。御答弁のほうよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、林博文議員に対してお答え申し上げます。

まず、1の子ども手当の支給についてでございます。

(1)、そしてア、子ども手当の受給資格、それから対象者の要件及び概要はということでございます。

子ども手当の支給要件につきましては、1、子どもを監護し、かつこれと生計を同じくするその父または母ということ。2、父母に監護されず、またはこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつその生計を維持する者と。それから3番目に、子どもを監護し、かつこれと生計を同じくするその父または母であって、父母に監護されず、またはこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつその生計を維持する者のいずれかに該当し、その方が日本国内に住所を有するときに、居住している市町村から1人につき月額13千円が支給されます。支給の対象となる子どもはゼロ歳から中学校修了まで、15歳になった以降の最初の3月31日までの子どもでございます。

それから、イの支給条件及び本年度の支払い期、月ということでございます。

子ども手当の受給には認定請求書の提出が必要でございます。1、子ども手当の創設に伴い平成22年3月まで児童手当を受給していた方は申請が免除されております。2、中学生の

子どもなど新たに子ども手当の対象となる子どもを養育されている方は、申請が必要でございます。子ども手当は原則として平成22年6月、10月、平成23年2月にそれぞれの前月分までが支給をされます。

ウの制度の給付対象者数、支給金額ということでございますが、平成22年6月10日の支給対象となる子ども、つまりゼロ歳から中学校修了までの子どもは延べ4,186人で、支給額は54,418千円でございます。平成22年度中の支給対象となる子どもは延べ2万2,030人、支給する子ども手当は286,390千円を予定をいたしております。

次に、エの基準日の期日、または支給対象者世帯数ということでございます。

子ども手当を受給できるのは、町内に居住し、支給対象となる子ども、ゼロ歳から中学校修了までの子どもを養育している方でございます。出生や転入等により新たに受給資格が生じた場合、認定請求を提出する必要があります。子ども手当の受給者及び支給対象となる子どもは、出生や転入、転出等により毎月変動しますが、6月支払い時点での支給対象世帯数は1,502世帯です。

オの手续から本人受け取りまでの要領はどうして進めたかということでございます。

平成22年3月まで児童手当を受給していた方は、制度の創設に伴う認定申請は免除されておりますので、平成22年4月上旬に認定通知書を発送し、児童手当で既に登録のあった口座へ支給しております。中学生など新たに子ども手当の支給対象となる子どもを養育されている方は、同じく4月上旬に認定請求手続をお勤める旨を記載した勸奨通知を行い、申請を受け付けております。申請の際、口座を申し出いただき、支給日に当該口座へ支給しております。

カの期間が短かったため、問題も多かったろうと。どのように対処したかということでございます。

その1の外国人の世帯等の調査ということでございますが、町内在住の対象者については住民基本台帳、または外国人登録原票に登録されている方の調査を行っております。

2の虚偽申請による不正受給ということですが、虚偽申請による不正受給の対応につきましては、特に町外在住の支給対象者について二重申請、申請漏れ等がないか、市町村間で確認をとり合いチェックを行っております。

キの当町の子ども手当の財源内訳でございますが、平成22年度予算では総額286,390千円、2月、3月分児童手当20,675千円は除いております。国費から全体の約8割の229,369千円、県費から全体の約1割の28,510千円、町費としても同じく約1割の28,511千円を見込んでおります。

クの3月までの児童手当制度と、ことし4月からの子ども手当制度の相違点ということでございますが、支給対象となる子どもについては児童手当ではゼロ歳から小学校修了までの子どもとされていましたが、子ども手当ではゼロ歳から中学校修了までに拡大されました。支給金額につきましては、児童手当では子どもの年齢、及び何番目の子どもかによって手当

金額が月額5千円、10千円と違いがありましたが、子ども手当では子供1人につき一律13千円となりました。また、児童手当では受給者の所得金額により制限がありましたが、子ども手当では所得制限の要件がなくなりました。

ケの6月10日の支給に申請が間に合わなかった人は、それから最終申請はいつまでかと。それから、手続漏れはないかということです。

子ども手当の創設に伴う認定請求については、平成22年9月末日までに申請された者に限り、4月分にさかのぼって次の支給月、10月に支給いたします。その後は通常の認定請求どおり、請求のあった日の属する月の翌月分から支給をされます。

コの年度中に新たに子どもが生まれた場合でございますが、こども課の窓口子ども手当認定請求書の提出が必要でございます。子ども手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月分から始まります。9月13日出生の場合は、出生日の翌日から15日以内に手続をしていただき、10月分からの支給となります。

サの寄附制度は住民へどう周知したかということですが、制度のリーフレットや町ホームページで案内をいたしております。

シの町税の滞納金がある世帯の徴収はどうしたかということでございます。

いわゆる子ども手当には受給権の保護の規定があり、子ども手当の支給を受ける権利は差し押さえることができないとされています。平成22年6月10日の定時支給時には、保育料、給食費等の滞納金の徴収等は行っておりません。

次に、スの子ども手当の2011年度以降の見通しと対応はということでございますが、8月26日に平成23年度厚生労働省予算概算要求の主要事項が公開をされまして、子ども手当については財源を確保しつつ、既に支給している子ども手当13千円から上積みすると。上積み分については、地域の実情に応じて現物サービスにもかえられるようにするとの見解が示されております。これはあくまで仮置き的に要求されたものであり、政府が子ども手当制度の骨格を決定したものではありません。平成23年度以降の子ども手当については、財源更正を含め地方公共団体と協議しつつ、四大臣合意に基づき予算編成過程で検討し、結論を得ることとされておりますので、今後の動向に注意しておるということでございます。

2の農業行政について。

(1)水田農業の農業者戸別所得補償制度、アのモデル事業の制度への参加加入申し込み及び申請等は、基山町目標に達したかということでございます。そして、1、2、3とあるわけでございますが、生産数量目標面積は144haに対し、主食用米作付面積143.83haでありますので、率といたしましては99.88%になっております。

次に、1の戸別所得補償モデル事業の制度への参加加入申し込み及び申請等は、個人が72件、集落営農組織3団体、377戸であります。2の水稲共済加入戸数につきましては、個人が42戸、集落営農組織3団体、3の水田飼料用作物は1.3ha、水田利活用自給力向上事業としましては、麦64.6ha、大豆など22.2ha、飼料用米2.1ha、飼料用作物1.3ha、ソバ0.3ha、

その他作物24.9haとなっております。

イの2011年からの制度の概要はということでございますが、麦、大豆、甜菜、でん粉原料用バレイショ、ソバ、菜種の6品目で、補償金額等は畑作10a当たり20千円を概算要求されているようでございます。

(2)の中山間地域等直接支払制度でございますが、アの第3期対策制度の概要は。また、基山地区の協定書の提出状況はということでございます。

制度の概要は、農用地面積が1ha以上の団地、または共同取り組み活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農用地が対象で、1、耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動、2、共同で支え合う農業生産活動の取り決め、または3、担い手の育成など、より前向きな取り組み推進になっております。また、基山町の協定書の提出は、現在のところ5団体が提出されております。

イの第2期対策からの見直しは、内容はどのように拡充されたかということでございますが、第2期対策後の見直し、拡充の内容はまず要件として高齢農家も安心して制度に参加できるよう、共同で支え合う仕組みを集落協定に位置づけることで、将来では基礎単価のみの交付だった活動でも通常単価を受ける予定でございます。

大きな3、健康診断の受診及び予防接種の助成ということです。

(1)のアでございます。

町が実施している健康診断の受診助成ということで、1、2、3、4でございます。

まず、1の母子健康事業についてです。

主な事業は、産婦人科で行う妊婦健診のときに利用できる受診票を1人当たり14枚交付しています。14枚全部使用しますと、9万2,500円分の助成となります。

次に、乳幼児について小児科等で行う乳児健診について受診票を1人当たり2枚交付しています。2枚で1万800円分の助成となります。

次に、5歳未満児の歯科健診とフッ素塗布ですが、これは保健センターにて集団で実施しており、歯科医の先生に来ていただいて年間4回実施しています。個人負担は1人1回300円です。

次に、4カ月児健診ですが、内科診療など毎月1回保健センターで実施しております。1歳6カ月児健診、3歳児健診でございますが、これも保健センターにて集団で実施しており、内科と歯科の先生に来ていただいて、年間延べ12回実施しております。いずれも個人負担はゼロでございます。

2の健康増進事業については、40歳未満の国保被保険者の方の基本健康診断については3,145円を助成しております。自己負担金は2千円でございます。40歳以上の集団健診については、4,145円を助成しています。自己負担金は1千円でございます。がん検診事業は40歳以上の方を対象に、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がんの検診を集団健診で行っており、それぞれの年齢区分に応じて一定の金額を助成しております。そ

のほかにも肝炎ウイルス検査、歯周疾患検診など、年齢や検査履歴に応じて一定の金額を助成しておるということです。

3の予防接種事業についてでございます。

まず、乳幼児の定期予防接種ですが、ポリオ、BCG、3種混合、麻疹、風疹混合、日本脳炎などがあります。接種費用を全額助成しており、個人負担金はゼロでございます。新型インフルエンザについては、低所得者、非課税世帯の個人負担金は無料で、助成額は3,600円でございます。また、季節性インフルエンザは65歳以上の個人負担金は1千円で、助成額は3,280円でございます。肺炎球菌についてでございますが、65歳以上は3千円を限度に助成しており、個人負担金は個別接種ですので、医療機関ごとの単価で計算されております。

4の保健事業等でございます。

まず、特定健診でございますが、40歳から75歳までの国保被保険者の方を対象に、自己負担金1千円で行っております。保健センターでの集団健診は4,145円、医療機関の個別健診では5,825円を助成をしております。人間ドックでは8千円の自己負担で32千円の助成を、脳ドックでは10千円の自己負担で4万2,500円の助成を行っております。特定保健指導対象者の2次健診の自己負担金は無料で、1万900円を助成をいたしております。

最後、イの女性特有のがん、それから1歳児未満の幼児へのワクチン予防接種の助成は試算されているということでございますが、まず女性特有のがん検診については乳がん検診と子宮頸がん検診を保健センターで実施をしております。子宮体がんの検診については現在も行っておりません。それから、子宮頸がんワクチンによる予防接種、子育て支援としての1歳未満の幼児へのワクチン予防接種については、Hibワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの助成を検討中で、これにつきましても対象者や助成金額、そして時期等を検討しておるところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

それでは、2回目の質問に移らせていただきたいと思います。

子ども手当の支給について大変多岐にわたっての質問でございましたので、大変答弁のほうも長く感じたわけですが、要はこの子ども手当、私から見れば、皆さん方も大変矛盾したところがあるんじゃないかということで、新聞でも相当報道されておりますが、この要件また概要については、子どもが日本に住んでいる日本人家族でも、両親が海外に住んでいれば支給がされないと。また逆に、日本に住んでいて母国に子どもを残している外国人は対象になるということで、国籍条件を廃止した今度の支払い制度であります。外国人世帯にも支払われるということで、これは児童手当の制度を今までのを引き継いでおるということで

ざいます。それに引きかえ、基山町も児童養護施設があるわけですが、これに対しても入所する両親がいない子どもや、または里親に預けられている子どもには対象になりませんということで、大変矛盾したところがあるわけでございます。

外国人は今日本にも相当出稼ぎに来ておられるということで、両親がこちらのほうにおられて、子どもさんが外国のほうにおられると。で、外国人の両親が日本に住所を持っているところであれば、海外におられる子どもさんにもこの子ども手当が支払われたということでございます。海外の子どもさんは1家族5人も10人も子供さんがおられるということで、大変調査なり、またこの支給なり、送金については苦慮をされたという市町村もあるわけですが、そこで2回目の質問ですけども、子ども手当を受けるためには必要な市町村への申請を済まされていない世帯が、四、五日前の新聞に載っておったようですが、大変この申請漏れがあると。また、申請を済まされていないという家庭が多いそうです。市町村で多数あるということで報じてありましたが、この子ども手当、今月の9月30日過ぎても未申請のままですと、4月から10月までの分、子ども1人当たり91千円ですが、これが受けられないということになります。基山町の場合、未申請者、世帯とか子ども、その辺についての周知はどうされているのかということでございます。また、対象者世帯が基山町でも未申請者が基山町の場合あったかということでございますが、その点、課長、いかがですか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

子ども手当の周知につきましては、もう一般的に報道されておりますけれども、基山町としてもホームページ、それから9月1日の広報に掲載をしております。それと、6月10日時点でまだ支払いをされて、その後申請がなかったところにつきましては、個別に通知を出しております。それと、現在のところでのその未申請のところは、15世帯で17人の子どもさんということになっております。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

基山町でも未申請者がまだあるということで、9月末が期限ということですが、今言われました15世帯と17名の対象者、これについては問題点もあろうかと思いますが、どんな家庭でしょうか。やっぱり外国人も基山には相当おられるということで聞いておりますが、そういうような家庭ですか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今のところ内容を深くは把握をしておりません。一応通知をしておりますけれども、例え

ば子どもさんが基山におられて、出張なりいろんな事情で、その子どもさんを監護されてる保護者の方が町外におられるというところで、そういう連絡をこちらにはしてほしいんですけども、もうその出られている市町村で手続きをされている可能性もございます。それと、外国人の方につきましては、一応3世帯今回対象で6月10日にもうお支払いをしておりますが、その方はもう既に児童手当の申請等をされておまして、外国人の登録原簿からいきますと、一応基山町に該当される子どもさんがおられる世帯につきましては漏れはないと。一応、その3世帯4人の子どもさんにお支払いをしておりますので、それ以外の方については申請漏れはないというふうに思っております。ただ、外国人さんで子どもが外国におられる方については、一応こちらとしては把握はできておりません。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

そういうことで税金からこれが、子ども手当が支払われておるということで、社会的にもこれは問題になって、外国人の貨幣価値が大変外国に対して日本の円は高いわけですが、そういうところの外国人が日本に出稼ぎに来て、その国外の子どもにお金を送るというケースが多いということで、今問題になっておるようです。この件についても、国は11年度以降は改めていただければというふうに、私は思っておるところです。

次に、10月以降に申請した人の時期はどうなりますかということで、一応9月までで締め切られるわけですが、申請した日の翌月から受け取られるということで、10月1日に申し込んだ場合は受給できる人は11月からということでございますので、これについては早目にひとつまだ15世帯の方、17名の方についても、届け出をしていただきたいというふうに思っておるところです。

時間が子ども手当については長かったもんですから、ちょっと相当質問したいというふうに思っておりますが、要は私はこの子ども手当から滞納者へ滞納金の徴収が、先ほどもちょっと第1回目の質問のときに言いましたように、県内でも14市町村が保育料などに取り組んでおられるということで、滞納措置については窓口で現金を支給して、納付を呼びかけておられるということで、基山町も保育料など何百万円というような形で滞納金があるわけですが、その辺についてはやっぱり基山町も取り組んでもらいたいというふうに思うところです。

特に、鳥栖市は先取りをして、滞納がある保護者に振り込みを事前に停止して、窓口で現金を取りに来てもらった際に、手当から滞納金を納めてもらうような交渉を6月からしておるということでございますが、基山町もこれはあと10月ですか、支払いが。そういうようなのを考えておられませんか。保育料、ましてこの給食費ですね、学納金、未納金というんですか、延滞金が基山町も相当あるわけですが、これについては国交省もこれもういいということで、この保育料などを支払っていただくためには、一応押さえることができないことには権利がなっておるようですけれども、両親との合意であれば支給後に同意を得て保育料な

どを支払ってもら、そういうのをする自治体であれば、そちらのほうに自治体に裁量を任せるということですが、町長なり、また税務課長、その辺についてどんなでしょうか。9月からでも取り組んでいただいたらというふうに思いますが。

議長（酒井恵明君）

今の答弁者は町長ないし税務課長とおっしゃったが、こども課長で。（「あ、いいです」と呼ぶ者あり）こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今、林議員のほうから御指摘ありましたように、基山町では6月10日の支払い時点では準備期間もないというようなことで、そういった手続はしておりません。ただ、今後の10月以降の支払いにつきましては、そういう滞納のいろんな御相談もございますので、そういった時点でお話をしていきながら、そちらのほうにできるだけ早目に滞納処理をしていただくような形で進めていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

それでは、あと子ども手当についてはまだたくさんありますが、もう一つだけですが、確かにこの子ども手当を支給されるようになりまして、2億円から支払われるということですが、ある半面では9月10日でしたか、9月議会が始まったときに税務課長のほうから子ども手当が支給されるが、扶養手当がやっぱなくなるということで、大変扶養控除が廃止されるということですが、この件について税務課長わかれば、子ども手当はもらって税金は増税になるというのが本当に腑に落ちるところがあるわけですが、所得がどれくらいの所得で増税になるものか。また、その所得税なり住民税はいつからこれが控除が廃止されるものか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（重松俊彦君）（登壇）

ただいま林議員の御質問ですが、まずこの扶養控除が廃止されることによって所得がどれだけ上がるかということですが、当然この子ども手当の支給に対しまして平成24年度分から住民税に関しては扶養控除の廃止になります。現在、今扶養控除が330千円の控除ですね、住民税につきましては、所得税につきましては、380千円の所得控除になります。それで、これにつきましては当然住民税が今例えば税率が10%、それから所得税につきましては所得の累進課税になりますので、5%から20%ぐらいになりますので、それに伴いまして所得税がどれだけ上がるかちゅうのはわかりません。それで、今現在は例えば8,000千円ぐらいの収入がある方については、新聞等で減収になるだろうという見込みが上げられております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

そういうふうなところの矛盾点もあるんじゃないかと思います。片方では、確かに子ども手当、本当に平成23年度から、2011年度からの見通しとして民主党が上げておりました1人当たり13千円を26千円に本当にすれば、防衛費を上回る5兆円からの規模になるとも言われておりますが、これは先ほども町長からの答弁でもありましたように、若干が見直されるということで進められておるようです。しかし、これについては上乘せ分をするということで現物支給というような形で、国は保育所の定員増なり、またワクチンの接種の費用に充ててもらったり、給食費の無料化などを検討されておるようです。

次の農業行政に移らせていただきたいと思いますが、水田農業の戸別所得補償制度、ことしから始まって米を対象としてされておりますが、生産目標数量なり、それに対する米の作付面積、ほぼ達成されているということで、99.88%以上になっており、この制度に参加して10a当たり15千円を一律米をつくられる農家がもらえる状況になっておるようです。

また、特に答弁の中では集落営農なり、また水田共済加入戸数、これについても条件がありますので、その比率も高いようです。

また、水田利活用自給力向上事業ですが、これについては来年から特に6品目が追加されて、これも当初ことしの8月の末までは1反当たり米と同じように15千円ということでしたが、さっき答弁の中でもありましたように、10a当たり20千円が概算要求されるようになったということで、大変食料自給率の向上なり、また耕作放棄地の事業対策になるんじゃないかというふうに思っております。

そこで、この件についてはもう今からの制度でございますが、中山間地域の支払い制度についてちょっと2の項で質問をしたいと思いますが、中山間地域支払制度が今度3期対策になったわけですが、今までは基山町ではこの事業には8割と10割が支払い対象で、6集落がおられましたが、ここで回答がありました5団体しか提出がなされてないと。そしてまた、10割と8割についての中での取り組みの状況はどうかということでもちょっと御説明をしていただきたいと思いますが、その点わかりますか、補助金関係の。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、ただいまの1回目の答弁の中で5集落ということをお申し上げておりますが、1団体现在のところ提出をされておられません。地元では協議をされてるようですけども、書類上まだ現在のところ提出をされてないということでございます。

それと、8割と10割ということでございますけども、これにつきましては8割の活動でござ

ざいますけども、集落の将来像というか、活動計画を作成して耕作放棄地の発生防止と、それから多面的な機能の増進ということで、これについては変わっておりません。それから、10割の単価につきましては、これに農用地の保全マップの作成とか、それから要件としまして生産性、収益向上の一つを選択をすとか、それから担い手の育成をやるとか、それから次にもう一つは集落営農への推進、それから担い手への農用地の集積と、そういうものいづれかを選択をするというようになっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

この中山間地域直接支払制度は、確かに国の農業者への施策として目玉商品として上げられた中にもうたっております。そういうことで、15年間続かせていただいておりますので、バイパスから上のやっぱり傾斜地が高いところの農地を守っていくためには、これを続けていただければ大変助かるところでございます。

時間の関係でちょっとまだほかにありますが、次の健康診断のほうにちょっと移らせていただきますが、健康診断については先ほどから町長のほうから母子健康事業なり、健康増進事業なり、予防接種の事業なり、保健事業などたくさんの助成を国、県などの補助金をいただいて実施をしていただいております。基山町の健康なまちづくりとして、国から、県からの補助金をたくさんもらってひとつ事業を進めていただければというふうに思っておるところでございます。

ただ、の保健事業でございますが、私もこの特定健診で40歳から75歳までの国民健康保険の方を対象にさせていただいた人間ドック、これ自己負担金は8千円で、32千円の助成を、また脳ドックは10千円の自己負担で、42,500円の助成を行っているということで、大変ことしは今回の9月の補正予算でも実績が多かったということで、追加の受診者もあったということですが、大変いいことじゃないかというふうに思っておるところです。また、保健師さんについては特定健診がなされた後、事後の指導もされておるようですので、ひとつその辺についてはよろしくお願ひしたいと思います。要は、この特定健診については病気を見つける健診から、やっぱり予防する健診ということで基山町も取り組んでいただければ、国保関係の費用も、病気の費用なんかについても安くなるんじゃないかというふうに思っておるところです。

ただ、ここで私がちょっと一つだけあと聞きたいと思いますが、特定健診の今高齢者の健康診断の受診率が大変低いということで、平成24年まで65%以上にならないとペナルティーが表示されております。これについて保健担当者は各区の運営委員会などに説明をして、受診とか健診をしてくれということで勧められておりますが、今年目標は何%でどのくらいの受診率であったか。そしてまた、24年度が目標で、これ65%をクリアしないと町にはどの

ようなペナルティーがあるか、ちょっとその点わかれば教えていただきたいと思います。わかりますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

ただいまの林議員の御質問なんですけども、まず地域に出向いてから個別健診関係の説明をいたしてまいりましたけども、集団健診ではなかなか目標の65%に届かないということで、今回22年度については50%でございます、目標がですね。それで、現在36.7%ぐらいにしかならんとやないやろうかというふうに想定をいたしております。それで、あと伸ばすにはもう集団健診はほとんど済んでますので、個別健診の3月31日までできますので、もうそれしかないということで、地元に出向いて行って、いろんな説明をいたしまして、通常かかりつけのお医者さんにかかっていただけてますけど、その分に受診券を持っていけばカウントされるということですので、その分に今力を入れてるところでございます。（「パーセントは」と呼ぶ者あり）後期高齢者につきましたのペナルティーがございまして、65%達しなかった場合について、それについては下限……（「保険料が何か上がるわけですか」と呼ぶ者あり）あ、その件なんですけど、後期高齢者医療制度に対しての一応ペナルティーが科せられると。下限上限10%のありましたけども、現在話があっているのは後期高齢者医療制度がもうなくなるということで、そのペナルティーももうなくなるというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

それでは最後に、特に今回最後の質問で町として補助をしていただきたいということで質問させていただきますが、子宮頸がんワクチンと子どもの細菌性髄膜炎の予防は、それぞれ各自治体で取り組んでおられるわけです。佐賀県におきましても、9月から大町町が全額助成ということで新聞にも載っておったようです。佐賀県下でも小城とか、あるいは多久、嬉野とか吉野ヶ里の市町村なんか一部助成をされておるということですが、要は町長、ひとつこれについては基山町の場合ももうそろそろ、国もこれは助成をされるようになります。ことしの概算要求にも大変高価な金額を子宮頸がんについては上げておるようですが、取り組まれたらというふうに思いますが、町長の見解はいかがですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

先ほどの答弁では、対象者、あるいは内容、それから時期についても検討中というようなことを申し上げましたけども、確かに対象者、あるいは助成金額、これにつきましたは国も

それこそまだはっきりしたところが出ておりませんし、本来ならば国、県、市町村というような形になればというような、そういう希望もあるわけでございます。その辺のところを見ながら内容は決めさせていただきたいというふうに思っております。ただ、時期といたしましては新年度からは何らかの形で取り組みたいと。当然、子宮頸がんワクチンもそうでございますし、それからH i bワクチン、あるいは小児用肺炎球菌ワクチン、これもやっぱり一体的なものだというような考え方をもちまして、この辺に組み組んでいきたいというふうに思っております。9月の補正でということも検討はいたしましたけども、今年度は税制の見込みを少し変えたというようなことで補正はできるだけというようなこと、抑えるというようなことでございますもんですから、新年度からはというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

今、町長が申されましたように、やはり佐賀県下でも各自治体がこれについては取り組んでおるようです。基山町も今町長からの答弁がありましたように、新年度の23年度から当初予算として実施する方向で進むということですが、担当課長、これについては今までは私も二、三回、一般質問で同僚議員からも聞いたことがあります、試算に対しての大体どのような内容をされる予定であるか、ちょっとその辺について御説明をしていただいたらというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

試算ということでございますので、まず子宮頸がんのほうから試算をしておりますので、お知らせをしたいと思います。

まず、子宮頸がんワクチンにつきましては、できれば性交渉前が一番効果があるということになっておりまして、それによってまず初年度につきましては中学校の3学年、1学年80名といたしまして240名で3回接種を行うということで、任意接種ですので医療機関によって1回当たりの接種金額違いますけども、1回当たり約15千円を設定して計算しますと、全額を助成した場合で接種率が100%で中学校3年間で10,800千円、23年度はかかるということですね。それと、今のを70%の接種率で試算しますと、全額助成した場合7,560千円。それと、7割を助成した場合は3学年240名で70%の接種率で5,292千円。あと、半額助成した場合、23年度に予算措置しますと、中学校3学年240名で接種率70%で3,780千円。同じく、半額助成した場合の接種率50%で2,700千円でございます。

それと、H i bワクチンなんですけども、23年度に仮に当初予算を組んだということをしてますと、全額補助、これは1回当たり7,500円でございます。これも医療機関によってちょっとさまざま違いますけども、約7千円から8千円ということに聞いております。7,500円

で計算した場合に、全額助成した場合、接種回数は3回でございます。で、計算しますと、それぞれ予防接種の打つ期間がございまして、ちょっと難しいんですけども、23年度全額助成して接種率60%で試算しますと、約3,510千円。それに、全額助成した場合の今度接種率50%で試算しますと、2,925千円。それと、今度7,500円のうちの3千円を助成した場合、これで接種率が60%でしますと、1,404千円。それと、3千円助成した場合で接種率が50%で計算しますと、1,170千円ということでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

最後に、立派な試算もできておるようですので、町長に最後の一言をちょっとお聞きしたいと思いますが、先ほど23年の当初予算に今の数字を上げられて、ぜひ実施していただきたいというふうなことで要望したいと思いますが、最後の締めをよろしくお願いしたいと思います。ひとつ、するということで御回答をいただければ、私も質問をしたかいがありました。が、よろしくお願いいいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

先ほどの繰り返しになりますけども、試算はしておりますし、10,000千円ぐらいかかるケースもあるというような、いろいろあるわけでございます。したがって、内容的にはもう少し詰めていきたいというふうに思いますけども、何らかの形でできるだけ実施したいと、実行したいというふうに思っておりますので、ひとつ議員さん方も御理解のほどをよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

以上で林博文議員の一般質問を終わります。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前9時42分 休憩～

～午前10時50分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

次に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

おはようございます。1番議員の大山勝代です。よろしくお願ひいたします。

今回は2項目で質問させていただきます。

早速、1項目めです。

先日、土曜日の11日に、町民会館で図書館についてお話しする会というものがありました。私もそれに参加させていただきました。これを主催されたのは自主サークルですが、これまで5回の会合を持たれて、今までの経過を冊子にまとめられていました。そして、よりよい図書館建設を望む町のほかの方にも呼びかけて、ワークショップ形式での会でした。いい勉強をさせてもらいました。

さて、町はいよいよ図書館建設に着手すると言われていています。その会に参加して改めて思ったのですが、私も含めて町民の多くの皆さんは新図書館建設を心待ちにされているということがわかりました。その際、町民の声が届いた生涯学習の拠点として、使い勝手のいい、基山にふさわしい公立図書館ができるように、次の項目で質問いたします。

1、平成16年2月に新図書館、資料館の建設に関する答申書が出されています。その答申の骨子を説明してください。

2、その答申については私も今回読み返しましたが、随分検討を重ねられて、いいものができ上がっているのではないかと思います。そこで、これを今後の建設にどう生かされるつもりかお尋ねします。検討委員会を再度立ち上げられると思います。その予算が9月の補正に計上されているのかと思いましたが、見当たりません。それはいつになりますか。

4、委員会の再開のメンバーはどんな構成になるでしょうか。前回と同じでしょうか。

5、前回の答申と比べてどういう図書館にしようという、今回のコンセプトの違いがあるでしょうか。

6、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準というものがあります。その中で、自治体の人口に対する延べ面積と、内山建設跡地と基山庁舎のワンフロアの面積を示してください。

前の臨時議会で、内山建設跡地の町民への一般公開をしてほしいとの要望についてはどうなりましたか。

8です。これからの公立図書館は、今までのように単に書物が好きな人だけが利用するというあり方から、生涯学習を支援していく施設としてなどの多機能な要素が求められています。基山町がこの間足踏みをしている間に、ほかの自治体では続々とそのような多機能の施設なり、空間なりを持った公立図書館ができています。そして、運営されているわけですが、私はこの間幾つかの図書館の見学をして、職員の方からお話も聞きました。オープンまでに行政と住民の協働の取り組みがされているようです。そのような協働のまちづくりと並行した町民の意向が生かされる新図書館建設を今後どう進めていかれるのか、お尋ねいたします。

2つ目の質問です。

国はようやく重い腰を上げて、公立小・中学校の今の1クラス上限40人を少人数学級にすることにしました。引き下げが実現すれば、実に30年ぶりのことです。この間、学校現場や

保護者などは少人数学級の実現を目指して運動を続けてきました。それが一步前進したということになると思います。私は本当によかったと思いますが、私個人の意見としては35人よりも30人を上限として望んでいるところです。民主党政権は来年4月からの予算措置をしようとしています。しかし、35人になると思います。今すぐにも30人ということでは実現できないかもしれませんが、そこで少人数学級に関連した質問をしたいと思います。

1、まず文部科学省の中央教育審議会分科会が出した公立小・中学校の学級編制の上限について、その提言はどんなものでしょうか。

2、これまで自治体は子供たちにきめ細かな教育を受けさせるために、国の基準の枠を払って、独自の財源で何らかの形で少人数学級を実施しています。佐賀県も小学校低学年と中学校1年生について実施しています。これは学校現場と保護者の強い要望で実施されていることですが、今特に少人数学級を望む国民の大きな理由は何だとお思いでしょうか。

3、現行の40人に対して今回文部科学省の予算は35人学級ですが、教育長は何人以下が望ましいとお思いでしょうか。

4と5と6については、一緒に質問をしたいと思います。

定数が改定になれば、基山3校で考えたとき、ある学年の人数が多いときにはクラス数がふえることとなります。そこで、現行の基山3校の児童・生徒数と学級数、そして35人学級の場合、30人の場合のクラス数を提示してください。実施といっても全学年が同時になるのではなくて、数年かかって段階的に実現していくというのはわかっていることですが。

7番、私は早く、何回も言いますが、30人学級になってほしいのですが、財源の問題もありますし、いろいろ条件整備で難しいのはわかります。しかし、その実現のための今後の方策は何があるとお思いでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

大部分教育学習課の関連だということでございますけども、ただ1の(7)の内山建設跡地の一般公開ということでございます。

これにお答えいたしますと、確かに臨時議会の折に町民の皆様の中を見ていただくことはやぶさかではなく、その方向で検討したいとお答えをいたしておりますが、現在利用方法も含めどのようにするのか検討をいたしておるところです。それから、若干の修理も要するというようなことで、そちらのほうも今検討をしておるところでございますので、現在までまだやってないということでございます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私のほうから、質問事項1の7を除いてすべて答弁をいたします。

1の(1)平成16年2月に出された図書館等建設検討委員会の答申の主な骨子を説明してほしい。

平成16年2月の基山町図書館等建設検討委員会による新図書館、資料館の建設に関する答申書による基本コンセプトは、まず第一に基山町民の生涯学習を支援するということであり、2に、基山町の情報の拠点とする。3に、基山町民の交流の場とする。この3点を基本コンセプトといたしております。施設の形態や建設場所、建設の運営等を検討され、外部の人もひきつける魅力を備えた新図書館、資料館の建設が望まれるとされています。

2、その答申を今後の図書館建設にどのように生かすつもりか。

今後の図書館建設等につきましては、これを検討していく場合に、平成16年の答申についても十分に参考にし、協議していただくという位置づけで生かしていきたいと思っております。

検討委員会の再立ち上げの時期はいつかと。

まず、庁内の職員による、庁内というのは庁舎内でございますが、まず庁内の職員による委員会で検討をし、その後外部の識者を含む検討委員会を立ち上げていきたいと思っております。庁内の検討委員会はぜひ今年度中に設置したいと、このように思っております。

それから、新検討委員会の再立ち上げの時期につきましては、ただいま私からは申し上げかねます。

4、再開の委員会のメンバーは前回と同じか。

前回の委員会は既に解散をしております。したがって、新たなメンバーによる検討委員会の立ち上げとなります。人数、メンバー等につきましては、庁内での検討委員会で意見を聞いた上で決めたいと思っております。

(5)平成16年と今回のコンセプトの違いはあるのか。

原則は変わらないと思っておりますが、平成16年の答申書によるコンセプトも参考とし、今後の新しい検討委員会で再検討していくことになるかと考えております。

6、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準における人口に対する延べ床面積と旧内山建設跡地と、さらに基山庁舎ワンフロアの面積を示せ。

佐賀県公共図書館の設置及び運営に係る今後の方策による図書館設置に係る数値目標、ちょっと長くなりましたが、これによりますと1万人以上2万人未満、つまり本町の人口に当てはめた場合です。それにおいては、延べ床面積900㎡となっております。旧内山建設の社屋は1階511㎡、2階417㎡、合計928㎡でございます。庁舎におきましては、1階1,450㎡、2階1,502㎡、3階1,439㎡となっております。

7番は町長のほうから答えました。

(8)生涯学習を支援する施設としての新図書館を早期に建設してほしいが、どう進めていくか。

これは既に答えました(3)の質問と関連しますが、まず庁内の検討委員会を経て外部の識

者を含む新検討委員会を立ち上げ、時間をかけて検討を重ねたいと思っています。早期建設の要望、大変理解できるのですが、現状では時期を示すことはできかねます。

大きな2番に移ります。

30人学級の平成23年度からの国の実施に向けて、(1)文部科学省の中央教育審議会分科会が出した公立小・中学校の学級編制の上限についての提言はどういうものであるか。

実は、これの正式な名称と申しますのは、今後の学級編制及び教職員定数の改善についてというのが正式な名称でございます。これは中央教育審議会初等中等教育分科会が22年7月26日文部科学省に提言したものであります。この提言は中央教育審議会初等中等教育分科会が文部科学省に提言したもので、その内容を要約すれば、平成23年度から平成30年度にかけての8年間で小・中学校の35人学級を実現するというものでございます。もし、これが実現すれば、先ほど議員も言われましたように、1980年、45人を40人の現行に変えて以来30年ぶりの引き下げとなるわけでございます。

(2)少人数学級を望む学校現場の実態の主な理由は何だと思うか。

御存じのように、まず平成23年度から導入されます新学習指導要領による授業数、指導内容の増加に対応するためであります。また、いじめや不登校などの生活指導面の対応もございいます。さらには、近年は保護者への対応にも時間をとられるなどの学校の状況から、教師の負担が非常に増している。このようなことが理由として挙げられると思います。このため、現場の教師が児童・生徒と向き合う時間が非常に少なくなっていると。これを何とか軽減して時間をふやしたいということもございいます。

(3)学級規模は現行40人に対して何人以下が望ましいと思うか。

これは私の私見も含めて聞かれているようでございますが、現行の40人学級よりも35人学級のほうがいいかとは思いますが、ただし、学校というところは児童・生徒数が少なければ少ないほどいいというものでもございません。教科によってはある程度の人数が必要であるし、例えば音楽、これが15人とか20人ではなかなかうまくいかない部分もございいます。体育、運動会でよくわかると思いますが。それから、学校というところは集団訓練を行います。この集団訓練の人数。それから、教室内でもグループ活動などがございいますので、このグループ活動にある程度の人数が要ると。こういうことも勘案しますと、また教師の考え方も違います、何人が聞いてみますと。一概に何人以下がいいとは言えないと私は思いますが、30人前後ではないかと、かように思います。

(4)基山3校の学年別人数を示してほしい。新入学予定児も含むということでございますから、23年度を言います。よろしいでしょうか。23年度の学級編制、基山小、1年88、2年85、3年101、4年108、5年95、6年102、特学、特別支援学級9、合計588。この現学級数は1年3、2年3、3年3、全部3です、21。これが35人学級になった場合、どう変わってくるか。学級数、全部3で4年だけ4。したがって、21学級から22学級にふえます。さて、これがさらに30人学級になった場合はどうなるのか。これは随分変わってまいります。1年

3、2年3、これ変わりません。ここから変わります、ここから。3年4、5年4、6年4、特学はそのまま3、合計25。つまり、現在の学級数から30人学級になった場合、21学級から25学級、4学級ふえます。

同じく若基小でございます。

これ23年度でございますから、念のために。1年44、2年46、3年43、4年66、5年64、6年66、特別支援学級2、合計331名。現在の学級数、オール2でございます。したがって、特学まで入れて14。これが35人学級になりますと、全然変わりません。30人学級になった場合、4年以降が1ずつふえます。特学はふえませんが。4年1、5年1、6年1ふえて3、3、3となって、合計17。つまり、現在から30人学級になった場合は、3学級ふえます。

基山中学校、1年179、2年174、3年175、特別支援学級10、合計538。現在の学級数、1年から3年まで5学級、特学が2、合わせて17。これが35人学級になった場合、1年が1ふえて6、2年同じ、3年同じ、特学同じ。30人学級になった場合、ふえます。1年6、2年6、3年6、特学2、合わせて20学級。現在の17から3学級ふえます。

ちょっと大変長くなりましたが、今のが4、5、6と一緒にやったわけでございます。

次に、7番に参ります。

(7)30人学級の実現のために方策は何があるか。

この質問の意図が若干わかりかねたんですが、多分こういうことかなと思って答えます。

30人学級実現のためには、学級がふえます、当然今より。そうしますと、場合によっては施設設備のその予算の計上が必要になってきます。学級の数不足のところは、当然ふやさなくちゃなりません。仮にあったとしても、施設設備で幾らかまた要るかと思えますし、もう一つ大きい理由は、教師の需要が当然ふえてまいります。これで質のいい人材の確保、これがもう本当に大事なことになるんですが、現状ではいずれも非常に困難であります。特に、教師の質については今現在各学校では欠員とってから、正規の教員をもらわなくて、講師をもらっている状態でございますが、講師で補われている現状でございます。じゃあ、採用人数をふやしいいじゃないかということになりましようが、それはまた質の低下が考えられるということで、なかなか県教委のほうは採用人数をふやしておりません。今年度は若干ふやしておりますが。

以上です。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございました。

それでは、再質問に移ります。

図書館建設の1と2については、先ほどの教育長の答弁を踏まえて進められると思いますので、再質問はありません。

3ですが、検討委員会の設置です。庁内の職員による検討委員会を本年度中に設置したいとの回答でしたが、その検討委員会を設置するための準備などは当然あると思いますが、なぜ改めて町職員だけの検討委員会の設置なのか。ちょっとそこがわかりませんが。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

いろんなことが考えられますが、まず一つにはどうしても予算に行き当たります。これについて関係各課から集まっていただいて、予算、場所、それからどういう建物ならできるのか、そういう細部にわたって各課の知恵をかりたいと、こういうふうに思っているわけです。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

先にそれをされるんですか。予算枠が先に例えば決まって、そして例えば町民が入っていた検討委員会が立ち上がって、町民の強い要望でそれが予算が動くですよね。そのときにはどうされるのでしょうか。それが一つと、もう一つその場所の問題。大きな問題だと思いますが、まず庁舎の中で場所を決めてしまわれるわけですか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

予算は幾らということじゃなくて、いつのころ、つまり何年度ごろにはそれが可能になるかとか、どのくらいの予算だったらそれはできるものかどうかとか、そういうことであって、何億何千万円というそういう決定のつもりじゃありません。いつごろになったらそれが可能になるかということもございます。それから、場所にしてもいろいろ現在も意見をいただいております、たくさんの意見を。議員さんの意図もその庁舎の面積を聞かれたということは、庁舎も頭にあるのかなあと、それも意見聞いておりますね。それから、どこのあたりにその図書館をつくるのが最も町民に効果的なのかとか、そういうもろもろのことを考えていくと、こうだということを決めるものじゃ決してございません。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

そのことも含めて、町民も含んだ識者、それからたくさんの人で知恵を出し合って進めていけるだろうと思っておりますので、ある程度の庁舎でのそれぞれの各課との合意は必要かと思いますが、ここではっきりと検討委員会、庁舎内で先につくるということがちょっとやっぱり理解しかねます。そして、そういうことになると検討委員会が立ち上がって、皆さんの意見を集める中で、大きく枠が決まってないといっても、町がここだ、こういう有力がここ

だっとなったときに全く違う場所になったとき、それが変更可能なのか、お聞きします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

仮に予算にいたしましても、新しい検討委員会の中で審議いただいたときに、そりゃいい図書館にこしたことはないと思うんですから、膨大に膨れ上がることも考えられるわけですね、全部ニーズを入れていけば。それは16年の答申書でも同じですよ。大変な金額でございます。だから、そういうことが可能かどうか、やっぱり一応庁舎内で検討を加えて、この範囲内ならばできるということ、場所にしたらこんな意見が、例えば庁舎内で幾つか意見が出ると。先ほども申しましたが、それは必ずしもそれを推し進めていくわけじゃなく、その新検討委員会の中にもそういう情報公開して、一緒に考えていくということになるかと思えます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ああ、そういうものかなって、だけでもねってというのが、ちょっと今の私の中で葛藤してますが。

次に行きます。

構成は何人ぐらいと考えられていますか。前は識者が3人、それから町民代表が5人、教育長を含む職員が4人の計14名でした。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

今度の新たな図書館等の建設検討委員会でございますが、メンバーにつきましては先ほど教育長からもお答えしましたとおりまだ決まっておられませんけど、その構成につきましても今後どういう形でいくかということで、前回の構成まで含めたところで参考にしながら、今後またそれについても検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

強い要望ですが、前回の12人より構成人員は多くしていただきたいと思います。

先日、福岡県の大木町の図書館に行ってきました。そして、係の人のお話を聞いて詳しく図書館内容も見せてもらいましたが、これはことし4月にオープンしたそうです。木工の町ですから、本棚やテーブル、いすなどにとってもこだわってあって素晴らしいものでした。

ここでは、29人の方が町民委員会を構成して、図書館建設にかかわってこられたそうです。人口はちなみに1万4,000人。別に推進委員会というものがあって、これが22名。建築専門家の方が2名、議会から2人、町民委員会の報告を推進委員会が受けるという構図みたいです。両方にダブられた方が3人いらっしゃいましたが、ここでは行政関係者は推進委員会にはたくさん入ってるのですが、町民委員会にはだれも入っていらっしゃいません。そして、徹底した情報公開をするということで、ホームページ、広報、回覧板などで経過を随時報告されていたそうです。行政にお任せで、後で何、こがんか図書館って、こがん立派だ、そういういろんなその声が出ると思いますが、それではなくて、建設の段階から町民参加で知恵を出し合っていこうというのがコンセプトみたいでした。考えてみれば、協働のまちづくりのモデルケースになっていると思います。今回、基山町ではまちづくり基本条例が可決、承認されるだろうと思います。町民提案制度もありますし、この図書館建設はいよいよ協働のまちづくりの一步になると思います。多くの人たちが図書館づくりにかかわるという大木町のようなイメージを基山町でも進めて行ってほしいのですが、いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

おっしゃることはもうあり得ることであって、またそうならなくちゃならないのかなと、将来的にはですね、協働のまちづくり、町民と行政が一緒になってつくっていくと。そのときには、いろんな資料を提供しなくちゃならないと思いますので、事前に行政のほうもしっかり勉強していきたいと、かように思います。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございます。

くどいようですが、町民の方のメンバーを多くしていただきたいと思います。

5番です。

前回の答申は、今の時代に合った図書館のイメージがきちんとできていると思います。先ほど教育長言われたように、3つの生涯学習支援、それから情報の拠点、それから交流の場ですね。これをもとに新図書館ができることで、それができると基山町の人口の増にもなる、そういう視野を持って進めて行ってほしいと要望です。

これまでの基山町の今の図書館にちょっと飽き足らずに、ほかの図書館に足を運ばれてるっていう方はとても多いです。連携も今盛んにあっていますし。そうすると、ああ、基山町にもこんなものがあたらいいなっていうイメージが町民の中で膨らんでいます。広く町民にアンケートをとるなどして、それが共有できるように、ちょっとだめ押しですが、よろしくをお願いします。

人口に対する延べ面積についてです。

佐賀県の数値目標が人口1万から2万で900㎡と言われましたが、今から新しく建設しようとするには現実的には狭いと私は思いますが、いかがですか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

佐賀県の公共図書館の設置及び運営に係る今後の方策というのが、昨年平成21年1月に図書館の公共図書館協議会のほうから出ております。その中の目標が1万から2万の人口規模のところは900㎡ということで出ておまして、一応これがその基準となる目標ということになっておりますので、ここの中でこの県内全市町での公共図書館の設置を実現するためには、これから設置される公共図書館の設置に係る数値目標を示すということになっております。ただ、この数値目標がその設置を図るものとするのが望ましいということになっておりますけど、この数値目標を下回る図書館の設置を妨げるものではないということも明記されておりますので、それは申し添えておきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

今の図書館と資料館合わせてどのくらいの面積がありますか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

現在の基山町立歴史民俗資料館、図書館の1階部分が図書館部分でございますけど、児童室、閲覧室、照会室全部合わせたところで392.4㎡でございます。2階部分の資料館部分でございますが、第1展示室、第2展示室などすべてを合わせたところで218.8㎡でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

この項目の質問は、場所の問題がこれから大きな課題となると思うのでお聞きしていますが、先ほど私が言いました大木町は2階建てで合わせて1,128㎡。職員の方はこれでも少し狭いと言われていました。そこで、内山建設跡地は2階とも合わせて928㎡ですよ。私は場所的にはあそこは狭いと思いますが、教育長としてはいかがですか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

内山建設のほうで1、2階合わせて928㎡ですね。大木町が1,128㎡ですか。人口がうちより少なか……（「1万4,000」と呼ぶ者あり）1万4,000。ちょっと何と答えていいか。さっきの35人学級じゃありませんが、これは大きければ大きいほどいいっちゃうわけでもありませんでしょうが、じっくりこの辺も考えさせてください。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

そして、決定的に天井が低いですね。あれがちょっと圧迫感が私にはありました。町民の間では、内山建設のあそこが、あそこに図書館ができるとげなよよってうわさが広がっています。ここははっきりしたいのですが、町長はそこも含めていろいろな今までの発言でおっしゃいましたから、そこが有力ということではなくて、幾つかまだ候補がありますよね。そのうちの選択肢の一つだと考えていいのでしょうか。優先順位がつけられているのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私もあくまでも内山建設の跡はいろんな用途も考えると、で、いいんじゃないかと。その中で図書館としても一つの選択肢だというような言い方をしてまいりました。必ずしもあそこをというわけでもございませんし、優先順位をつけるとかまだそんな段階じゃございません。だから、やはり今議員おっしゃるように天井が低いとか、ちょっともう少し広くとったほうがいいんじゃないとか、いろいろそういうことがあれば、それでまた検討していかなくちゃいかんと思います。一つの選択肢、できるだけ抑え抑えでやったところで果たしてどうかなというような、そういう意味で私も言ったつもりでございますので、それはこれからまた、先ほどからちょっと戻りますけども、役場の職員の中でもいろいろやっぱり思いもあると思います。その辺はやっぱり認識を一つにするという、ここで固めてしまうとか何とかじゃございません。やはり私どもも職員は職員で認識を一つにして、さあ図書館に向かうぞというような、それも必要だというようなこと、そして進め方はどうかとか、考え方はどうするのかというような、そういう心づもりをしていくという意味で先ほど教育委員会のほうでも言ったんだと思いますけども、そういう幅広く検討していきたいというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

その跡地の公開ですけども、利用方法も含めて検討していると言われましたが、まず公開

されたほうがいいのではないかと思います。ちょっと若干の修理があると思いますけども。それから先、ここをどういう施設にするのかっていうのは、町民の意見を聞く先のことだと思いますが、何か検討を先に、利用方法を考えとってせんといかんのでしょうか。支障がありますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

いえ、一切支障ということはございません。ないというふうに考えます。ただ、一般公開、一般公開という言葉は悪いかもしれませんですけども、お祭り騒ぎじゃないですけども、さあ見てくださいというようなそんなもんでもないかなというような、若干そういう気持ちしております。したがって、図書館を本当に検討したいんだというような、そういうきのう、おとこのそういうグループあたりでも、もしそういうことがあればお申し出いただければ当然もう公開はしますし、そのほかのいろんな団体、それから関心をお持ちの向きには当然公開するということでございます。ただ、みんなに呼びかけて本当に来てください、来てくださってというのが果たしてどうかなという気は若干しております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ああ、申し出をすればできる可能性があるわけですね。一度見せてもらいに行ったとき、外側から見たら狭いところって思って、図書館なんか無理無理って私は思っていました。けども、実際入って歩いてみて、ああ、これだったら大丈夫ねっても思いました。けども、後でその平米とかいろんなところで、ほかのところもそれなりにきょうの質問のために検討していったら、ちょっとやっぱり最適ではないのかなと思いましたので、こういう質問をしました。

何度も引き合いに出しますけども、大木町です。役場そばにあります。就業改善センターという2階建ての建物がリニューアルしてできたものです。さきに言ったように、計画の段階から行政と町民が協働して取り組んでこられています。それは何度も言いますが、徹底した情報の公開です。教育長も言われましたけども、今後情報を公開しながらとおっしゃいましたので、それを進めていってほしいと思います。

1項目め最後の質問ですが、せっかちに完成の時期を示してくれと言っているのではありません。時間をかけて検討をしたいというその回答は同意できますが、ただ立ち上げまでの期間っていいですか、長いと思いますが、いかがですか。庁内の委員会を今年度中ではなくて、例えばことしじゅうとなると、今年度中に委員会の予算がつけられるかなと素人考えでは思います。いかがですか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

庁舎内の検討委員会は先生がおっしゃるように一生懸命努力したいと思います。できるだけ質問の意に沿うように努力したいと、かように思います。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

いずれにせよ、町民の多くの方がこの図書館建設には期待と厳しい目で成り行きを見守っているということを感じて進めていただきたいと思います。町民の多くが私も言いたって、こんな図書館にしてほしいと言われる方が多いんですよ。ですから、それはまちづくりの大きな課題として取り組んでほしいということで、1 項目めの質問を終わります。2 項目めです。

中教審が出した提言は、上限をはっきりとは決めてないんですよ。そこで、国は4月からの予算を35人で算定しています。ですけども、自治体では既に低学年が30人学級を実施しているところが12県もあるんですよ。国はそれよりもとってもおくれている、追随をしているという状況に今なっているわけですが、佐賀県についてはこのことについての何か動きがありますか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

おっしゃるとおり、小学校低学年で30人以下学級を実施している県は、確かに12県ございます。佐賀県はそこまでいってないんですが、1、2年生のいわゆる小1プロブレムですね、小1問題。これを解消するために、御存じのように少人数学級とチームティーチング学級で35人以下をやっております、1、2年に限って。今、質問にあります30人学級の話が具体的に出ているかと。具体的には出ていません。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

それと、今佐賀県が独自で財源を出しているわけですね、その低学年と中学校1年生に。それを国がするという事になったら、もう要らなくなるわけでしょ、佐賀県の持ち出しが。だから、その持ち出しの財源をもう少し上の学年まで延ばすとか、そういうことは私はしてほしいなと思っています。少人数学級を望む理由の一つに、学力低下が言われています。基山については何かそういう数値的なものがありますでしょうか。学力低下。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

今の質問は、全国学力学習状況テストを絡めておっしゃってるんですか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）それは、県は三神管内しか出しておりませんで、各学校の数値は公開はしておりません。だけれども、学校には通知は行っております。私どももその学校から上がってきた数値は存じております、当然。今ちょっと資料を持ってきてませんが、まさかここんところで学力テストが出るかとは思ってませんでしたので、どうも。品川議員のときには出ますので。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

現場の先生と話をしてみると、やはりこの数年、子どもたちの学力低下を実感しているとおっしゃっています。中教審の提言では、40人から少人数にしたその後の追跡結果として不登校や欠席をする児童・生徒の割合が低下しているとか、学力調査の成績が向上したとかという顕著な理由が述べられていますので、やはり少人数学級の有効性、優位性っていうのは確かめられていると思います。国民は26人から30人の学級を望む声が多かったというデータがあります。

そこで、4、5、6の質問に移りますが、40人学級といっても全国どこでも、どの学校でも40人ということではなくて、もう既に30人以下のクラスは全国的には46%だそうです。基山の場合、現在基山小学校が1、2年、若基小学校が1、2、3年の3クラスが30人以下学級です。中学校はもう30人以上ですが、ですから、3校合わせて45クラス、特別支援学級をちょっと分けたところで45クラスあるのですが、そのうちの12学級ですから、単純に割ると27%が30人以下学級です。それを見ると、全国よりもとっても低いし、ちょっと基山の子供たちのそういう人数だけでいくと厳しいんだらうなと思います。ちなみに、イギリスは30人以下学級が9割以上です。ですから、そういうことを踏まえて今後のことですが、35人になったときに先ほどの教育長のクラスの説明でいくと、基山小新4年生が35人定数になったとして1クラス増になりますが、教室はありますか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

御存じのように、新しい学校が建つときには児童数、学級数が児童数から必然的に決まっています。それに付随して特別教室もできるわけです。これも数、今ちょっとすぐ言えませんけど、ちゃんと率があってからそういうことで決まっていくわけですが、現在は余りがあるかって言えないですけども、2階につくっております生活科の教室、生活科の教室はこれ自由裁量でできたんですが、これは当然頭にあるのは増減した場合に、それを対応しよう、流用しようということでもあります。ですから、無理をすれば2階の生活科の教室を

1学級ふやすことはできると。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

わかりました。

若基小と中学校は空き教室がたくさんあると思いますので、問題ないですが。もし、これが早急に30人となると、やっぱり学級数が基山小は足りない。それはこれから先の課題で、今答弁を求めるものではありません。

つい先日の新聞にOECD加盟国の中で、日本の教育への公的支出が最下位になると発表されました。ですから、今までも言われていたことですが、この日本の親の教育費の負担がとっても多いです。韓国と比べたら、低いですが。この不況の中、子どもの貧困が大きな問題になっています。親の所得で望む高校、大学に行かれない、そういう教育を受けられない子が非常にこれからも多くなってくると思います。そういう格差をなくすためにも、国の公的教育費の増加を切に望みます。それは皆さんも同じだと思います。今度の少人数学級に対して国が30人ではなくて35人にしたのも、財政的に困難だといって教育に対する負担を少しでも減らそうというあらわれだと思います。そのこと、そういうちょっと今私が大げさなことを言いましたが、そういうことも含めて、きょう町長も教育長も機会あるごとに公的な拡大、教育費の拡大を30人学級の実現とともに声を上げていっていただきたいと要望して、私の一般質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

大山議員、先ほどの学力調査の件は品川議員があすされますので、そのときの答弁で御了解いただけますね。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時50分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

これより鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんこんにちは。私は4番議員の鳥飼勝美でございます。

私の今回の一般質問は、町長の政策執行プロセスについて、基山町地域福祉計画について、町民会館の指定管理者制度1年を経過した評価についての3点について、町長及び教育長に質問させていただきます。

それでは、通告に従い質問いたします。

まず第1に、町長の政策執行プロセスについて質問いたします。

小森町長は、町長に就任されて6年半を経過いたしております。町長は厳しい財政状況の中においても数々の重要施策を展開してこられ、基山町民の安全・安心して暮らせるまちづくりや町民の福祉の向上に努められておると思っております。また、今後とも厳しい財政運営の中、限られた財源を有効に使い、最少の経費で最大の効果を上げるため、今後とも町政運営を実行されるものと期待しておるところでございます。

その中で、小森町長は平成20年12月から24年2月の町長第2期の任期まで副町長を置かないで町政運営を行うとされております。副町長空席2年を経過し、町長の政策執行過程における迅速な意思決定がどのようになされているのか。また、政策判断の材料としての各種審議会の意見や、民間の有識者の意見等を勘案して政策決定をされているとは思いますが、町長の政策執行プロセスにおける役場内の庁議、行政経営会議等の最高意思決定機関と町長の政策執行との関連について、次の項目について質問いたします。

1、町長の政策執行過程における基山町庁議と基山町行政経営会議の位置づけ、役割等について。

ア、政策執行過程において、この2つの会議をどのように位置づけているのか。

イ、基山町庁議の役割と平成21年度の審議件数。

ウ、基山町行政経営会議の役割と平成21年度の審議件数。

(2)これまでの重要施策で庁議及び行政経営会議の審議を経ないで、町長のトップダウンで行った施策は何か。

(3)庁議等で決定した施策を変更、中止した施策は何か。

次に、2番目。基山町地域福祉計画について質問します。

この地域福祉計画は平成14年1月の厚生労働省の社会保障審議会福祉部会の答申に基づき、社会福祉法第107条で市町村は市町村の基本構想に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める地域福祉計画を策定し、あらかじめ住民社会福祉関係者の意見を反映させるものとするとしております。ということは、基山町にもこの基山町地域福祉計画の策定が求められておるところでございます。また、基山町総合計画でも、第2節暮らしを支える仕組みづくりとして急速に進む少子・高齢化や家庭環境の変化に伴い、社会福祉に対する住民の意識が大きく変わってきている。従来のような保護、救済などにとどまらず、町民全体の生活の安定を支える取り組みが必要となっている。そのため、今後の施策として町民が安心して暮らせるよう基山町地域福祉計画を策定しますと町長は述べられております。

しかしながら、基山町においては現在のところ全く作成されようともしていません。このことは、小森町長の福祉行政への取り組みが後退しているのではないかと危惧いたしておるところでございます。

そこで、私は町長のこの地域福祉計画に関する基本的な事項について質問します。

(1)この地域福祉計画とはどのような計画か。

(2)これまで基山町がこの計画を策定してこなかった理由、原因は何か。

(3)基山町の地域福祉計画が策定されていないことにより、基山町の地域福祉の進展が後退しているのではないか。

(4)基山町の総合計画では今後取り組むとされているが、現在まで全く策定の意思がないが、いつ策定されるのか。

最後になります。3番目です。

基山町民会館の指定管理者制度についてでございます。

基山町町民会館は、基山町の公の施設として多数の町民に対して均等にサービスを提供する施設として設置されたもので、その管理運営についてはこれまで基山町教育委員会が施設の管理運営を行ってきました。しかしながら、今日の町民ニーズが多様化する中、効果的、効率的に対応するために民間事業者の有するノウハウを活用することが有効であるとの考えから、平成21年4月1日、昨年4月1日から平成26年3月31日までの5年間にわたり、福岡市の株式会社創建サービスに指定管理を受けさせ、年間37,500千円の指定管理料で管理運営を行っているところでございます。

その管理運営1年間を経過しての指定管理者の管理運営状況や、事業報告及び事業評価等について質問します。

(1)指定後1年間を経過したが、その評価をどのように考えているのか。

ア、基本協定第20条の指定管理者制度を円滑に実施するため、管理運営状況の確認はどのように実施しているのか。指定管理者の自己評価と指定管理者の業務評価はどのようなものか。住民サービスの向上は図られたのか。エ、職員の地元雇用は図られたのか。

最後です。指定管理者制度の自主事業、指定管理者みずからが行う自主事業は何を実施したのか。

以上、3点について質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、鳥飼勝美議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、最初の町長の政策執行プロセスについてということですが、(1)、アです。この基山庁議と基山町行政経営会議をどう位置づけておられるのかというお尋ねでございますが、庁議は庁内最高の審議機関であり、行政経営会議は私の意思決定までの思考過程における協議、助言機関であるとともに、町政全般にわたる情報の提供交換、それから問題提起及び施策提案の場であると考えております。

イの基山町庁議の役割と平成21年度の審議件数ということですが、庁議の役割は基山町庁議に関する規定にございましており、本町における行政運営の基本方針の確認及び重要施策に関する事項について審議するとともに、各課等の相互の総合調整を図り、効果的な行政運

営を推進するためということでございます。21年度の審議件数は、5件でございます。

それから、ウの基山町行政経営会議の役割と21年度の審議件数ということで、経営会議の役割はこれも基山町行政経営会議規定のとおり町行政の効率的かつ円滑な遂行を図るため、町長の意思決定についての助言、重要事項、その他情報の提供及び伝達機関であるということです。21年度の審議件数は、5件でございます。

それから、(2)のこれまでの重要施策で庁議及び行政経営会議の審議を経ないで町長のトップダウンで行った施策は何かということですが、重大重要事項に関してはそれはないというふうに思っております。

(3)の庁議等で決定した施策を変更、中止した施策は何かということですが、これは白坂久保田2号線建設の先送りをしたということかと思えます。

2の基山町地域福祉計画の策定について、(1)この地域福祉計画とはどのような計画かということでございますが、平成12年に社会福祉法において地域福祉の推進が明確に位置づけられ、その方策として市町村には市町村地域福祉計画の策定が求められました。市町村地域福祉計画は高齢者、障害者、児童等個別計画で示された福祉サービスや、その他の福祉・保健・医療サービスを地域において行政と地域住民、CSO、社会福祉事業者がともに力を合わせて総合的、横断的に提供するための基本的な枠組みを定めるものであると思えます。

(2)これまで基山町がこの計画を策定しなかった理由、原因は何かということですが、介護保険制度を初めとした高齢者福祉施策、障害者福祉施策等については、利用者が事業者と対等な関係に立ち、福祉サービスを自ら選択できる仕組みの導入、子育て支援福祉サービス等各分野できめ細やかな計画が立てられており、その中で地域福祉支援が推進されてまいりました。これらの計画は該当する法や国の基本方針、緊急性等で作成してまいりました。地域福祉計画はこれらの各計画を相互につなぐ役割を果たす計画であり、策定に当たっては人材、策定体制、予算等が必要であります。ちなみに、期間的には鳥栖市や吉野ヶ里町は2年ほどかかっているようでございます。

(3)の基山町の地域福祉計画が策定されていないことにより、地域福祉の推進が後退しているのではないかとございまして、各分野ごとにきめ細かな計画が策定されており、後退はないと思っております。

それから、(4)の総合計画では今後取り組むとされているが、現在まで全く策定の意思がないが、いつ策定するのかということですが、今のところ平成23年度からと予定をいたしております。

あと、指定管理者制度につきましては、教育長のほうよりお答えいたします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私から質問事項3、(1)、ア、イ、ウ、エ、オについて答弁をいたします。

まず、アでございますが、基本協定書第20条の指定管理者制度を円滑に実施するための運営協議会は機能しているのか。また、その協議事項はどんなものなのかという質問でございますが、基本協定書における指定管理者の管理運営業務を円滑に遂行できるように、毎月月末に教育学習課と指定管理者による指定管理業務会議を行っております。会議においては、前1月分の管理運営業務に係る事業報告を受け、問題点等があれば協議を行い、適正な管理運営業務ができるように努めてまいってきたところでございます。

イ、指定管理者の自己評価と指定管理者の業務評価はどのようなものなのか。

指定管理者につきましては、基本協定書第18条の規定に基づき、利用状況や利用料金の収入実績等とあわせて管理運営業務の実施状況の報告を受けております。教育委員会においては、平成21年度教育委員会事務事業点検評価報告書を製作し、その中の多様なニーズにこたえる生涯学習の環境づくりという項目についての事業である町民会館指定管理者制度についても評価を行っております。また、指定管理者業務における外部評価を行うために、先だっでの7月16日に社会教育委員会において、指定管理者より管理運営業務に係る事業実績等の報告を受けております。町民会館指定管理者の管理運営業務実績における検証、意見聴取等を行い、評価を行い、判定をいたしました。

ウ、住民サービスの向上は図られたのか。

この制度は、御存じのように21年4月に導入されたものでございますので、平成21年3月までとそれ以降、4月以降の指定管理者導入後を比較してまいりました。その結果、利用申請受け付け日の増加、利用申請受け付け時間の延長、また当日受け付けを可能にするなど、住民サービス向上はしていると思っております。

職員の地元雇用は図られたのか。

町民会館の受け付け業務等をされている事務員の募集につきましては、基山町在住の方という条件で募集をしております。現在は5人の方が勤務をしております。

オ、指定管理者の自主事業は何を実施したのか。

平成21年度の指定管理者の自主事業は、基山町史の刊行にあわせる形で、北部九州が舞台となりました例の映画「まぼろしの邪馬台国」の上映を計画しておったのですが、本町の新型インフルエンザ感染拡大防止の措置のために実施を中止することになりました。

なお、本年度の自主事業としましては10月2日に同映画「まぼろしの邪馬台国」を上映する予定でございます。ぜひ御鑑賞いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

鳥飼勝美議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に移りたいと思います。

今回の私質問は、町長の執行権の最たるものである意思決定といえますか、それに至るまでのプロセスについて私なりの考えなり、町長の考えを述べさせていただきたいと思っております。

ところで、総務課長、この基山町の庁議と基山町の行政経営会議のメンバーはどういうふうになっておりますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

庁議につきましては、基山町職員の管理手当に関する規則の第2条にあります管理職、それから三役というような組織になっております。それから、行政経営会議につきましては町長及び町長が指名した課長ということで、懸案によってその内容等で町長が意見を求めたいということで、懸案によって変わってくると思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

私が考えますのは、基山町の庁議といえますのは基山町としての行政運営の基本方針の確認、重要施策といえますか、基本的な重要施策について審議し、決定する機関というふうに私理解しております、基山町の行政経営会議というのはその基山町の行政運営の基本方針に対する判断材料っていうか、意思決定の過程において町長が行政経営会議の意見を聞いて助言なりをして、町長の政策決定に対しての一つの道筋っていうか、そういうようなことについて助言を求める機関というふうに私は解釈をしたいと思っておりますが、町長、その考えでよろしいでしょうか。今うなずいていただいたんですけど。

ところで、結局この基山町の先ほどから言いますように、副町長を置かないで、町長の政策決定には行政経営会議と、それに基づく最終的な庁議を開いてそこで意思決定をされるということだと思いますけど、ちょっと私先ほど総務課長が言われますに、助言を求めるのも課長なり、指名した課長、それで助言を求めた課長なりが基山町の庁議で最終的な意思決定するのにも同じメンバーが庁議に参加すると。私、基本的にこの名前の行政経営会議という性格上、私は民間有識者なり、そういう他の方の行政経営のアドバイザーとしての助言を受けるのかなと思っておりますけど、役場の課長が町長に助言を与え、その役場の課長のメンバーであると一緒に基山町の庁議で最終決定をします。ちょっとそこに違和感があるんですけど、その助言を求めて助言をした課長が同じく庁議に参加して最終決定をするということは、行政会議の意見が庁議での意見になって、正常な審議といえますか、最高意思決定について支障が出るのではないかと私は考えておりますけど、その辺町長、どういうふうにお考えですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、同じメンバーだと。若干数が違いますけども、そういうことにはなりません。しかしながら、だからといって全く意味なさないかということ、決してそうじゃなくて、もっといろんな情報を知りたいと。そして、そこである程度の私の気持ちが傾くといえますか、固まると、それを今度は全課長に問うというような、そこでこれはまたどうなるかはわかりませんが、いろんな意見で決定していくというようなことで、これはいわゆる庁舎内の審議決定機関だということで、ここに外部からを導入するというようなことはちょっと考えておりません。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

役場内の行政組織内の助言を求める行政経営会議というふうな考えで、町長の考えはそうといたしましても、私はこの行政経営会議というふうな名前がついている以上、私は今後の町長の最終決定といえますか、意思決定機関においての助言、極端といえますか弁護士さんなり、いろんな有識者の民間の方たちの意見をして、町長の政策判断の材料の一つというふうな方向も今後考えていただいて、特に副町長もいないということでございますので、もう町長と課長だけのスタッフというふうな考え方からいくと、やはり広い意見も聞いて政策決定の判断材料の一つとしていただきたいと、要望をいたしておきます。

それと、5件の庁議と5件の経営があったと言いますが、この5件、件名だけでいいですけど、総務課長、お願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、庁議の5件ですけれども、温浴施設予定地の譲渡について、それから基山町の補助金等審査委員会の提言書について、それから基山町まちづくり基本条例について、それから基山町新型インフルエンザ対応行動計画について、それからグリーンパークの土地の利用についてが庁議でございます。それから、経営会議のほうの5件につきましては、まず少子化対策について、それから町有地の活用について、それから議会对応について、それから白坂久保田2号線について、それから平成22年度の当初予算についての5件でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

わかりました。

行政経営会議と庁議との件数、中身の審議内容は若干違ってるところがあるということです

ね。

それと、もうその関係で一つ私思っているのは、ことしの3月議会。このことしの3月議会で基山町敬老祝い金の減額改正案を町長出されましたですね。あのとき議会のほうで全員一致で否決されました。こういうことについての問題について、庁議とかは先ほど今総務課長が言われましたけど、庁議にはこういう重要なといいますか、まちづくり基本条例とかは入っておるようですが、敬老祝い金とかこういう問題については庁議の俎上にのってないということです。これは意識的にのせなかったのか、担当課長なり総務課長がそういうのは必要じゃないというふうな判断されたのか。私はこれ重要な、基山町の町民にとって敬老祝い金、こういうことで政策決定を町長がされるならば、こういうことこそ庁議にかけて各課の意見を聞いて、最終的に決定されて議会に提出されるべきというふうに思ってますけど、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

意図的にそれを外したということじゃございませんけども、行政経営会議の中に平成22年度当初予算についてという項目がございます。これは実は4回、4日ほどかかってやっております。その中でその敬老祝い金をどうするかというようなことは、十分に経営会議の中で検討したということでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

それは町長が今言われます経営会議の中でそういうふうな、したと思いますけど、いろんなこう重要な町民に対しての福祉行政なりの変更とかこういうものについては、やはり重要な庁議といいますか、全体の課長なりで今後経営に当たっていただきたいというふうに思っております。

それででございますけど、町長が非常に協働のまちづくりということで、皆さんの御意見をよく聞かれて一種のボトムアップといいますか、下からの意見によって政策決定をされるということが、私もそういうふうで町長が民意をとらえて行政運営をされるということとはよくわかっておると思います。

しかしながら、トップダウンといいますか、トップダウンでしたことはないとおっしゃいました。ちょっとこれについて私不安なんですよね。というのは、昨年からありました新型インフルエンザ対策、口蹄疫問題、いろんな防災上の水害の問題、こういうとについて各課長の意見を聞きよったっちゃ間に合わない、危機管理があると思うんですよ。だから、私は町長にもっと自信を持って、トップダウンで当たるときには当たっていただきたいと。ここでトップダウンで行った施策は何かということで、ないと思いますと言われてますけど、

いっぱいあると思うんですよ、されて、自分で悩んで決断してやらんばいかないということもありますけど、しかしもっとやっぱ行政施策の中で先ほど午前中の質問にもありましたけど、子宮頸がんの問題とか、あるいは町民に対して重要な施策を行っているというときには、ここで町長がおれの責任でやるというトップダウン方式を今後私は必要に応じて発揮されることを望みますけど、町長はどういうお考えですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、防災とか、その危機管理とかということは、そういうふうないとまもないということでございますから、当然もうそういう形でやりますけども、しかしそうでないものではできるだけやっぱり合意を形成して当たるべきだというふうに、まあこれは私の思いでございます。したがって、ケース・バイ・ケースで当たっていきたいということでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今後、ひとつやはり最終的にもしそれが問題がそのトップダウンをしたことによって、いろんな住民からっていうのは次の選挙で町長信を問われればいいことですから、ですよ、責任を持って出るとこは出ると。ボトムアップ、非常に聞こえはいいんですよ、各課長の意見を聞いてということ。逆に言えば、町長が責任逃れをしてるんじゃないかというふうな見方もあるんですよ。だから、そこはひとつ今後ともよろしくリーダーシップを発揮していただきたいと思います。どうぞ御意見を。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

別に責任逃れするつもりも何にもございません。それこそ大小かかわらずすべて私の責任だということで、逃げも隠れもいたしません。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ひとつ今後の執行をよろしくお願いしております。

それともう一つですけど、一番最後ですね、ちょっと気になるのがあるんですよ。庁議等で決定した施策を変更、中止した施策は何かということで、白坂久保田建設の先送りだと、これについては私はもういろいろ言いません。いろんな問題で先送りされたということは十分承知しておりますけど、これに関連して私がちょっと腑に落ちないといいますが、と思っているのが基山町まちづくり基本条例のことです。私は個人的には、もうこのまちづくり基

本条例は基本的な条例で、それ制度条例まで必要ないんじゃないかという考えを今持ってま
すけど、これはこういうことになっています。それで、私が昨年9月、1年前の9月議会に
町長が提案されましたですね、まちづくり基本条例の。もう1年たちました。まだ議会で中
間報告出ましたけど、議決されておられません。今議会でどうなるかわかりませんが、その
中で私が腑に落ちないのが、特別委員会でいって十何項目かを町長に対してといいますか、
修正といいますか、それについてありました。そして、それを受けて小森町長は6月4日付
ですかね、十何カ所の訂正案を議長に提出されましたですね。このまちづくり基本条例につ
いての庁議、訂正についての庁議は諮られましたでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

これはまちづくり基本条例、これは8月、21年度の……当然それは庁議でということには
なってませんか、これは。7月1日に基山町まちづくり基本条例について、8月3日にま
た基本条例についてというようなこと、それ以降は訂正を、こう訂正するという説明はいた
しております。このほかにも庁内調整会議とか、これはもう今まで月1回だったのが2回や
って、できるだけそういうふうな関連の事項も話し合っていくというようなことにしてい
ますので、それは話し合いはしております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

まちづくり基本条例、協働のまちづくり、一番町長の目玉として大事なまちづくり基本条
例で町長が議会から修正を受けたから、私個人的には町長は私の提案を十何カ所も修正す
るなら、私はもう引っ込めますと出るかなと思ったら、そのまんま訂正案が出たというこ
とで私もびっくりしておるんですけど、やはりその内容、議会側としての審議の内容も経過も含
めて、やはり御訂正されたということなら、庁議に諮って、職員なりの一番このまちづくり
基本条例大事なのは職員さんの皆さん方の御理解がないと、町民に対してのサービスも疎か
になると思うんですよ。だから、こういう提案についてはぜひ庁議なり調整会議等で諮って
職員に対しての周知徹底を図っていただきたいということで、今後とも町長の行政について
期待しておりますので、ひとつよろしく願いしまして、この1項目めについては終わらせ
ていただきます。

次です。

地域福祉計画ということで、福祉計画はいっぱいあるんですよ。今度は何で地域福祉計
画かということで、私が調べさせていただいたわけですね。この地域福祉計画というのはい
ろんな障害者福祉計画、介護保険福祉計画を網羅して、それを縦横断的に考えて基山町のト
ータル的な、総合的な福祉の基本的な計画というふうに私なりに解釈をいたしておるわけ

ございます。

それで、この私が不思議でならないのは、これが12年、13年ぐらいに法律改正が出て、この基山町においては人材、策定体制、予算等の関係で策定してこなかったという御答弁だと思っております。私はこういう福祉の一番基本的な問題について、人材、策定体制、予算、ことはもうはっきり言って昨年度の決算で1億円の一般会計出てますよね。それも含めて、それは直接関係ないですけど、予算がないとかいろんな面で福祉計画を策定しなくて、県内20市町で策定してないのは4町のみなんですよね。私がインターネットで厚生労働省調べたところ。その4町の中で16市町は策定して、4町の中の1町が基山なんですよね。人材、策定体制、予算がないので策定しなかったということですけど、この件の経過ですけど、この件については担当課長が町長へ計画策定の進言をされなかったのか、または町長が担当課の進言を無視して計画策定を指示しなかったのか。その辺の関係についてお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

課長が提案もしなかったのかというようなことでございますけども、これはもう課長が今度かわりまして、代々かわっておるわけでございますけども、私は特にさあこれを絶対やらなきゃいかんと、さあやろうというようなことではなかったと。したがって、これは私逃げになるといけませんけども、そこまで本当に差し迫ったという気持ちではありませんでした。言葉の中には出てきたかと思えますけども、そういうところでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

私も前課長さんなりにもちょっとその辺をお聞きしたことがあるんですけど、余り認識がなかったようなことを聞いております。問題はそこ、そこで一番基山町で私ひとつ疑問に残るのは、そういう政策策定機能っていいですか、能力といいですか、その辺が停滞してるんじゃないかと。先取りでいろんな施策とかを町長に対して進言といいですか、提言する、そういう機能というのが、パイプが少し詰まってるんじゃないかなというふうになんてちょっと不安を持ってるところがあるんですよ。ただ、これ町長は先ほど何ておっしゃったですかね。これについては23年度から予定しておりますと。私びっくりしたんです、予定しております。これは膨大な経費と予算と人的な費用がかかる福祉計画なんですよね。そんなつくるってすぐつくれるようなものじゃないとですよ。住民の意向を十分アンケートなりいろんな取り込んで中をしなければならぬ。恐らく策定委員会を2年間ぐらいしなければならぬとですよ。だから、これをはい、町長しますと。23年度から予定しておりますと言われますけど、これははっきり言ってこの9月か12月の議会では機構改革も含めた検討をしていかなければならぬ問題だと思うんですよ。これはあくまでも保健福祉課だけの問題じゃなくて、もう全

庁的な、各担当課を網羅したような体制づくりをしなければ、もう基本の事務局とかは福祉課なりがあったとしてもですね。そういうこの全庁的な取り組みが必要なわけですよ。ここで先ほど答弁にありました23年度から予定しておりますというのは、これは23年度に予定して、全部23年度でもう完了しますという意味ですか。この辺を説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（眞島敏明君）（登壇）

先ほどの鳥飼議員の佐賀県内の策定状況をちょっと訂正じゃないですけど、詳しくは20年度までに策定済みが10市町村、それと21年度策定で1市、22年度以降の策定予定ということで23年度に3市町、それから24年度に1町、それから22年度に1町ということで、それで16なんです。それで、策定期間の未定ということにちょっと基山町も上がってますので、一応4つの中に入っているということでございます。

それと、先ほどの鳥飼議員の年間のスケジュール的なこと、大体うちのほうで立てております。それで、来年の4月1日からスタートするに当たりましては、まず3月ぐらいに策定委員会の要項を検討したいということと、それから4月、23年度なんですけど、ワークショップを23年度に大体3回ぐらい開催したいと。それと、それにあわせて福祉計画の策定委員会を23年度に2回、それと24年度になりますが、ワークショップを3回、それと地域策定委員会を24年度には2回、そして最後にパブリックコメントを開きまして住民からの意見を聞きたいということ。それで、最終的に策定委員会は2年間で5回開きたいと、一応計画をいたしております。それをもって町長に答申するというので、23年度、24年度目いっぱいかかるという計画でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今初めてスケジュール関係をお聞きしましたが、町長、この問題は大きな地域福祉の原点の計画と認識して、何せ町長がそういうふうに思っていたかできないことございますので、人的配置、いろんな問題を含めてよろしくをお願いします。

先ほどいろんなワークショップとか策定とかありました。この国の社会保障審議会の福祉部会に地域福祉支援計画策定指針っていうのが平成14年1月28日に出てるんですね、国のほうから。その中にはこういうことが書いてますので、町長なり担当課長はよくお聞きしていただきたいと思いますが、地域福祉策定委員会を策定して交流会、懇談会、ヒアリング、アンケートをとって住民の意向を十分把握することと。それと、地域福祉計画の策定を外部コンサルタントに請け負わせることがあってはならないと明確に書いてあるんですよ。そこにはいろんなコンサルティングの問題がありますけど、国が示した指針の中に地域福祉計画

を策定するときは外部コンサルタントを入れてはだめですよと明確に書いてありますので、そういう点を十分認識をしていただきたいと思っております。

それともう一つ、この同じ指針ですけど、地域福祉の策定、実行に当たって必要となる経費、費用ですね、経費についてはその調達を固定的に考えるのではなく、豊富なアイデア、多様な財源を前提とすべきであり、財政難を理由に地域福祉計画の推進が消極的になったり、停滞することがないように配慮すべきであるという国の指針が出ていますので、町長、担当課長さん、十分その辺も含めて予算措置なり人的な配置もして、基山町にとって住民に暮らしやすい福祉計画の策定についてよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次です、3番目です。

町民会館の指定管理者について。1年3カ月ですか、4カ月過ぎているんな問題が、まあ舞台装置が落下した問題が一つありましたけど、この辺はそんなに大きな問題なく指定管理者制度が導入されているということで、所期の目的を私としてはある程度達成できて非常に喜ばしいことだというふうに思っておるわけでございます。

それで、この指定管理で一番大事なのは、指定管理者の自主性を任せた運営をされることが大事なんですね。基山町の教育委員会なりがー々こうこうこうこうと言う問題ではなくて、指定管理者の責任と権限で指定管理を行う制度ですので。しかしながら、その運営が独断に走ったりしないように、毎月1回教育委員会と指定管理者の協議を行っているということですけど、これはこの協議する場所ですね、場所と具体的な問題、協議事項、これについてはどういふものがありますか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

お尋ねのその協議事項の場所ですけど、場所というのは役場とかっていう場所ですかね。教育委員会の会議室で毎月大体3名から4名の指定管理者の職員っていいですか、本社からの職員まで含めたところで協議を行っております。その内容につきましては、先ほどお答えしましたとおり毎月1回しておりますので、前1カ月分の事業報告並びに問題点とかそういう部分があったなら、その解決策等の中で協議をしていくということにしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

私は協議の場所はどこかとあえて聞いたのは、結局教育委員会がやはり現場の指定管理者の施設に向いて、その状況を見ていただくためには、その施設に行った協議をしてほしいと。役場に呼びつけて指定管理者をじゃなくて、その指定管理者をして町としての教育委員会が、よその市町村もほとんど現場に出て協議してあるんですよ。やはり現場に行くことに

よって、教育委員会の職員も把握ができるし、ぜひ私は協議は役場じゃなくて、指定管理者の施設において行っていただきたいということをお願いしておきます。

それと、私が言ったのもう一つ協議事項っていうのは、具体的な協議事項はどういうものがありましたかということです、お聞きしたのは。全部じゃなくて、大体どういう。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

先ほど具体的な協議事項ということですけど、先ほどちょっと鳥飼議員が申されましたその看板のとか、そういう部分についてももちろんやっております。それとか、雨漏りもありましたけど、空調等も問題等も出ておりましたので、その分のうちのほうで予算化をいたしましたけど、その分とかそういう具体的といいますか、個々の問題点につきまして向こうから報告等があって、その分について協議をいたしております。

また、先ほど現地で、指定管理者の場所に寄ってしてくれということですけど、確かに会議にこっちで行っておりますけど、その現地現地はもうすぐそこにありますので、大体1週間のうちに何遍でも現地のほうにも伺っておりますので、こっちばかりじゃなくて個々の問題については現地でも協議をいたしておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

指定管理者と教育委員会のこの協議の場というのは、非常に重要な位置づけになると思います。それはもう町民の利用者へのサービス面、いろんな面で重要だと思いますので、この月定例会の開催についても、もしいろんなクレームとかの問題を早期解決するためにも、この重要性があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次です。

指定管理者の自己評価と業務評価。もう非常にこれは難しいことですけど、私がちょっと調べたのは教育委員会の総合評価は指定管理者はAで、社会教育委員がされた事業評価の総合評価はBというふうな、AとBが2つの指標が出てますけど、教育長さん、そこはどういうふうな、同じ施設の評価がAとBが2つ出ておりますけど、この関連はどういうふうなことと思えますか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

お尋ねの部分につきましては、基山町教育委員会事務事業の点検評価報告書の部分がAだったと。それで、社会教育委員会の意見聴取の部分がBだったという意味だと思えます。教

育委員会の事務事業点検評価報告の中での多様なニーズにこたえる生涯学習の環境づくりという部分につきましては、生涯学習の全般にわたっての評価ということで、うちのほうは判断をさせていただいております。その中で、指定管理者の部分については指定管理者の導入に当たって施設利用申請の日時とか、そういう部分の拡大等による住民サービスの拡大ができたということでの判断をいたさせていただきます。そのため、その生涯学習の環境づくりの全体での評価につきましては、一応うちのほうとしてはA判定をさせていただいております。また、社会教育委員のほうの評価につきましては、個々の評価を合わせた段階で最終的にはB評価だったということでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

調査の目的なりによってAとBと分かれたというふうなことですけど、同じ施設といいますが、それがAとBと同じ教育委員会の発するこの評価が分かれてるとするのは、ちょっと私としては問題があるんじゃないかと。両方ともAにあってほしいと思いますが、実情がそういうことではないかと思っております。

それで、私不思議に思うのは、平成21年度基山町民会館指定管理者の管理運営業務実績における検証意見聴取表というのがありますよね、先ほどB判定を受けられた。これをこの評価は何で社会教育委員がされるんですか。これは委託者である基山町教育委員会の教育学習課が評価を行って、それに基づいて教育学習課が教育長なり、指定管理者選定委員会、総務課が設置してあります総合的な指定管理者の選定委員会にかけて、これは公表すべきというふうに考えておりますけど、これは公表なり、先ほど言いました、私は一社会教育委員のほうに教育委員会が評価を丸投げしたというふうにとらえてもいいんじゃないかと思うんですよ。あくまでも事業評価というのは、指定された教育委員会が責任を持って評価すべきであって、いろんな意見を聞くというのは社会教育委員さんに聞いてもいいけど、社会教育委員さんに町民会館の指定管理者の評価をお願いしますと、これは大体本末転倒と思います。これは初めての件もあると思っておりますけど、当然教育委員会が評価をして、それを基山町の指定管理者選定委員会にこういう評価をしましたよっちゅうことで、総務課にあります指定管理者評価委員会にかけて、これを町長としては指定管理者の公表としてインターネットあたりで公表してすべきと思っておりますけど、総務課長、そういうのは上がってきてますか、基山町の指定管理者選定委員会に対して。

議長（酒井恵明君）

答弁してください。総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

委員会のほうには上がってきておりません。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

なぜ社会教育委員にさせたかという部分でございますけど、それと済みません、先ほどもう一つうちのほうの事務事業点検の評価報告のところでちょっと誤解を招くといけませんので、1点追加させていただきたいんですけど、この事務事業点検評価の部分の多様なニーズにこたえる生涯学習の環境づくりという項目につきましては、指定管理者だけの部分ではなく、うちが行っております主催事業じゃなくてパソコン教室とか、図書館の協議会とか、そういう部分まで含めたとこの全体の評価という形でさせていただいておりますので、評価の部分が指定管理者の社会教育委員の評価と食い違った部分もあったかかもしれません。

以上でございます。

それと、社会教育委員のほうにお願いしました部分につきましては、2008年5月の社会教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議というのがなされております。その中で、社会教育施設における人材確保及びそのあり方について、指定管理者制度の導入による弊害等についても十分配慮し検討するということが決議されております。また、その中で社会教育の推進に当たっては、社会教育委員の制度等を積極的に活用、活性化するとともに、社会教育委員がその重要な職責と役割を十分認識するような環境整備を図るというふうに書かれております。その点、私たちは社会教育委員さんのほうに御意見をお伺いして、その中で外部評価という形をお願いしたような次第でございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今、担当課長が言われましたように、その社会教育委員さんのいろんなアドバイスを受けるとことは大事なことでありますけど、私はこの指定管理者の基本的な問題はあくまでも委託च्छゆいますか、指定管理をした主管課である教育委員会が責任を持って評価をし、その段階でアンケートなりいろんな面で社会教育委員さんの意見を聞いてして、それが終わったら教育委員会としては基山町の指定管理者選定委員会、総務課にある選定委員会にそれを送っていただいて、その選定委員さんでこの先ほど言いました株式会社創建ですか、これはCランク、Dランクだったということになれば、これは中途契約解除とかいろんな面もあるでしょうけど、選定委員会に通して、そこで選定委員会で認められたものについてホームページ上で公開をして、公表をしてもらって、基山町の指定管理者はこういう制度でこういうふうな問題があつてこうですけど、今のところAランク、Bランクですよというふうな資料をして、町民のほうに周知徹底をしていただきたいということを強くお願いしておきます。

それと、最後でございます。

職員の地元雇用とか、そういうものについても今後ともやっぱり基山町内の雇用の促進からもされるということで、利用者、特に私は受け付け利用の大幅な延長に基づいて町民の方について非常に利便がよくなっているということは聞いております。非常にいいことだと思います。これは指定管理者制度の目的の一つとっております。今後とも、これよろしく願いたいと思います。

それと、一番最後になりますけど、指定管理者制度の自主事業ですね。これが大きな問題だと思います。この指定管理者制度の一番の目的といいますか、これは広くそういう民間事業者のそういう自主事業の運営ノウハウが一番発揮し、収益にもつながって、町民のためになり、そのために自主事業が一番制度化されて非常によいことでございますけど、今のところ昨年1回予定していたけど、新型インフルエンザでされなかった。ことしは1回自主講演をしますっっちゃうこと。これははっきり言ってこれは自主事業じゃないですね、もう。極端な話、映画をして、ただ来てくださいということで。この自主事業というふうな問題について、非常に難しい問題もあると思います。施設の管理上からもですね。指定管理者の責任者である教育長は、この自主事業について将来も含めてどういうお考えでありますか。今後とも指定管理者について、来年度以降について強く働きかけていくのか、年に1回でいいですよというふうな考えでいくか、教育長、その辺の御見解をお願いします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

おっしゃるとおりでございます。今後、いろいろ課内で協議をいたしまして、例えば映画のみならず、講演会等々についても十分にできるように、もっと回数をふやしていくように、また協議会の中で十分協議したいと、このように思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今回は私町民会館のみに絞らせて質問させていただきました。これと同じようなものが基山町の体育施設ですね。これについても非常に基山町のスポーツのまちづくり、文化のまちづくり拠点としてあります。これとちょっと同じことが体育施設の指定管理者制度に言われると思います。はっきり言ってやっぱり教育委員会なりの担当の方がしっかりその指定管理者を把握していただいて、極端な場合民間会社ですから、我がよかごとどぎゃんでんするっっちゃうことはないと思いますけど、いろんな面で指定管理者の適性、これは公の施設ですから、町民だれこれと公平なサービスを受ける権利がありまして、それを利用する権利があります。そのためには、指定管理者制度があります。しかし、その民間に任せて大丈夫ということもありません。常時、やはりその指定管理者制度についてのいろんな情報等を収集されて、管理運営の公平を期していただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わらせ

ていただきます。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

～午後2時8分 休憩～

～午後2時18分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

これより重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

2番議員の重松です。議員になりまして14回目の一般質問になります。よろしくお願いたします。

よく町の町民の方から基山町の将来に対しての不安、そして基山町のまちづくりが大変わかりづらいという意見を多く聞きます。そのわかりづらい原因を要約すると、以下の3点に大きく分類できると考えています。

第1に、役場職員、役場機構そのものに問題点があると思っています。課設置の問題点、職員数の適正化の問題点、そして職員の協力体制そのものの問題点がまずあると思っています。

そして第2に、町民、住民参加の協働によるまちづくりの企画決定の不十分さがあると思っています。町長が言われています協働がひとり歩きをして、具体的に大変わかりづらいという問題が内包をされていると思っています。

そして第3に、基山町の未来構想の不透明さ、人口が減少し、そして町の活性化が劣る中でどのように今後基山町のまちづくりを進めていくのか、その構想が大変不明確、不透明というふうに考えています。

今回の一般質問は、特に町民の方が日ごろ不安、不満に感じていることを具体的に4項目上げながら質問をしたいというふうに思っています。傍聴者の方にもわかっただけのように、なるべく具体的な問題点を質問してまいりたいと思っています。

まず第1点は、職員定員管理についてです。

基山町は平成20年に15課体制から10課に行政改革実施計画に基づいて統廃合し、ことしの4月からは財政課を復活して11課体制になりました。また、平成21年4月からは副町長も町長在任中は置かないと、廃止をされています。その過程の中で、町長の答弁は役場内協働の推進及び行政能力を高め、基山町が単独で生き残っていくためというふうに理由を言われました。

しかし、現実には課の統廃合、定員管理に基づく職員数を減らしたことの弊害のほうが機構改革のメリットよりも多いのではないかと危惧をいたしています。少子・高齢化対策、地域

保健行政の拡充、観光行政の拡充など職員の業務量は格段に増加しているにもかかわらず、適正人員配置がされていないのではないのかというふうに思いますし、この問題を具体的に質問していきたいというふうに考えています。

第1点は、平成22年9月1日現在の職員数及び長期休暇を取得されている職員数、及び休暇取得の理由について説明をお願いしたいと思います。

2点目に、今後退職される予定数を平成22年度、23年度、24年度で説明をお願いいたします。

3点目に、近年町民の行政に対する関心の高さは、まちづくり基本条例策定にあらわれているように大変高まっています。各課の窓口には町民要望や苦情等に対応されている職員も多く見かけます。職員の対応のまずさがまた新たな苦情を生むという問題も多々あります。私は各課の窓口対応が職員個々の対応になっているのではと危惧もするわけですが、対応マニュアルがあるのかをお伺いいたします。

次に、下水道について質問いたします。

今日まで各議員さん一般質問をされております。私も過去一般質問を行いました。それらを総合して改めて質問いたします。

まず第1点に、最後の認可区域の高島団地内の工事が平成23年度には大まかな工事は完了しますが、平成13年から始まった下水道工事に関してこれまでの工事費総額、起債総額、未償還額総額について説明をお願いいたします。

2点目は、基山町は町内に最終処理場を建設していないため、福岡県の宝満川上流流域下水道に加入し、下水処理を行っております。しかし、宝満川上流浄化センターは用地購入にとどまり、建設はされていません。そのためフレックスプランとして宝満川浄化センターとけやき台処理場、基山ニュータウン処理場により下水処理をしているのが実情です。計画では、平成24年度から宝満川上流浄化センターの建設が予定されています。その建設費総額と基山町の分担金はどのようになりますか。また、基山町から宝満川上流浄化センターに污水管、そしてポンプ場建設などの建設費総額、及び基山町の分担金はどのようになるのか説明をお願いいたします。

3点目に、下水道行政の当初計画では、基山町全域554haに総額225億円をかけて下水管を張りめぐらせ汚水処理をする計画ですが、当然計画の見直しを進めるとの答弁がされています。その見直しの基本的な考え方に終末処理場の基山町内建設、市町村設置型合併処理浄化槽の導入、そして鳥栖市下水道事業との連携などを検討すべきではないのかと考えておりますけども、どのようにお考えでしょうか。

質問事項3として、総合公園西側広場整備計画について質問いたします。

通称菖蒲坂ため池水辺公園ですが、過去何度となく一般質問を行い、前回6月議会でも質問いたしました。今後の基山町行政のあり方も含んだ重要な問題でありますので、再度質問させていただきます。

第1点は、菖蒲坂ため池水辺公園建設は、22年度当初予算説明でことしから毎年30,000千円の5年計画、総計150,000千円とされていますが、この150,000千円の根拠をまず明らかにしてください。

2点目に、建設計画にはマイクロバス5台、普通車133台分の駐車場の建設案がありますが、これほど広い駐車場確保の根拠は何でしょうか。説明をお願いいたします。

3点目に、基山町には役場駐車場、体育館駐車場、町民会館駐車場、そのほかにも図書館建設予定地やプール建設予定地などがあるわけですが、それらを含めて総合公園内の駐車場スペースと駐車できる台数についてお示してください。

4点目に、6月議会でも現行案を見直すべきだと申しました。町長が説明している協働によるまちづくりとかけ離れた菖蒲坂ため池水辺公園建設は、来年度以降の建設については凍結し、改めて協働による町民要望を取り入れた公園建設を構想してはというふうに思いますけども、どのようにお考えでしょうか。回答をお願いいたします。

最後に、第3次国土利用計画について質問いたします。

6月議会に上程され、継続審議として全議員による連合審査を行ってきたわけですが、改めて質問いたします。

第3次国土利用計画の中で都市計画法の区域区分の見直しが数カ所明記されています。市街化調整区域から市街化区域への線引きの見直しで今日まで多くの議員さんが早急にすべきではないのかと質問されました。第3次国土利用計画で計画はあるが、具体的な工程が明らかにされていないというのは、まさしく絵に描いた餅というふうに批判もされます。そこでまず、具体的にどのように線引きの見直しを進めていくのか、明らかにしてください。

最後の質問ですけども、第4次基山町総合計画、または基山町マスタープラン、そして第3次国土利用計画に町道日渡長野線の延伸がうたわれているわけですけども、長野地区の町道沿線の内、農地一時転用や地目変更で駐車場や資材置き場になっているのが現実です。基本構想の説明をする中で、地権者も同意を得なければ大型公共事業は一步も前進しないのが現実です。町道日渡長野線の延伸のために地元説明会を開催してはと思いますが、どのようなお考えがあるのか、説明をお願いいたします。

これをもちまして1回目の質問を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

重松一徳議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、職員定員管理についてということでございます。

(1)現在、平成22年9月1日の職員数及び長期休暇、休暇理由はということでございますが、職員数は140人でございます。長期休暇者につきましては、育児休業者3名、産前産後休暇者が2名、病気休暇者1名、病気休職者3名の合計9名となっております。

(2)の平成22年度、23年度、24年度までの退職予定者数はでございますが、平成22年度で3名、平成23年度7名、平成24年度8名でございます。

(3)町民の要望、苦情などを受ける各課の窓口対応マニュアルはあるのかということでございますが、各課ではなく、総務課で受け付け、担当課で事案に対する検討、決定、解決を行い、総務課に報告するというようになっております。

大きな2の下水道についてでございます。

(1)高島団地認可区域工事終了までの工事費総額と起債総額、未償還総額はということです。

現在の予定では、高島団地認可区域の工事終了年度を平成24年度までと見込んでおります。本町における下水道事業の平成13年度から平成24年度までの工事費総額は、5,308,400千円、起債総額2,817,400千円、未償還総額は2,603,600千円となっております。

(2)の平成24年度から宝満川上流浄化センターが建設されるとしたら、建設費総額、基山町の分担金は。また、基山町からの送水管、ポンプ場など建設費総額と基山町負担分はということでございますが、宝満川上流浄化センターについては宝満川上流流域下水道の処理施設として位置づけをされております。構成団体として筑紫野市、太宰府市、筑前町及び基山町の4団体の構成になっております。

宝満川上流浄化センターが建設されるとしたらということでございますが、試算では本町の負担分としては処理場建設費負担分7,392,000千円でございます。また、送水管の基山流域幹線建設費1,495,000千円、ポンプ場分建設費1,074,000千円となっております。しかし、宝満川上流流域下水道事業の見直しが福岡県において行われているところでありますので、今申し上げました金額が変更されることが十分に予測されるところでございます。

次に、(3)下水道計画の見直しの中に終末処理場の町内建設、市町村設置型合併浄化槽、鳥栖市下水道事業との連携等を検討すべきではということでございます。

平成6年度に本町単独公共下水道として下水道整備を行う計画を立てましたが、処理場建設用地に関して地元の協力が得られない状況でありました。また、佐賀県内における近隣の市町との広域下水道の可能性もあわせて検討しましたが、実現が難しい状況にありました。このような状況の中、本町が下水道事業を早期に推進していくためには、地理的に隣接し、既に事業を実施してありました福岡県の流域下水道への接続以外に方法はないと判断をいたしました。福岡県流域下水道については県をまたがるために、平成12年度に福岡県議会及び佐賀県議会に公の施設の利用に関することについての議決をお願いし、宝満川上流流域下水道に加入したところでございます。また、これを受けまして、平成13年度には小郡市議会及び基山町議会で本町の汚水を流すために小郡市の施設を利用するというので、両議会の議決をいただいて宝満川浄化センターで処理をしているところでございます。

このようなことから、本町の下水道につきましては今後とも宝満川上流流域下水道の構成員としての考え方であり、今のところ町内に下水道処理施設の建設や、また鳥栖市下水道へ

の接続についてという具体的な考えは持っておりません。また、市町村設置型合併浄化槽につきましても、今後本町の下水道区域の見直しの中で十分に検討しなければならないことだと思っております。

3の総合公園西側広場整備計画について。

(1)菖蒲坂ため池水辺公園建設費150,000千円の根拠ということです。

全体的には、造成工事が主となりますが、内訳としましては広域交流ゾーン関係で28,000千円、駐車場関係で54,600千円、護岸擁壁関係で54,000千円、電気工事関係で13,400千円となっております。

(2)の菖蒲坂ため池水辺公園建設案で駐車場確保の根拠はということです。

以前も申し上げたかと思いますが、なるべく費用をかけないようなことで事業を推進したいと思っております。多目的広場を利用される場合、南側のほうにはかなりの駐車スペースが確保されております。しかしながら、北側についてはため池の付近に18台分の駐車スペースしかございません。そのことにより、道路上の駐車に関して苦情等も多かったため、今回計画をしたところでございます。

(3)基山町総合公園内の駐車スペースと駐車台数はということです。

駐車場に関しての駐車スペースは、総合公園周辺に195台、総合体育館周辺に118台分となっております。そのほかに、庁舎、町民会館周辺に262台、図書館等建設予定地に70台で合計575台となっております。今回の新たな計画分138台を計画しておるところでございます。

(4)菖蒲坂ため池水辺公園建設現行案の来年度以降の建設を凍結し、協働による公園建設を構想してはということです。

菖蒲坂ため池水辺公園の協働の件につきましては、完成後の維持管理について協働でということを考えております。

4の第3次国土利用計画についてでございます。

(1)都市計画法の区域区分の見直しを具体的にどのように進めるかということですが、市街化区域の単なる拡大については現段階では難しいと思われま。確実な面整備が生じたときには、検討しなければならないと思います。

それから、(2)の町道日渡長野線延伸のため、地元説明会を開催してはということですが、地域の方からの地域計画等の要望や民間等の開発に伴う形の中で、町として協力できるものについては協力していかなければならないと考えます。その中で、地域での説明会が必要であれば開催することもあると思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松一徳議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

2回目の質問をさせていただきます。プライバシーに配慮した質問をしますので、よろし

くお願いいたします。

先ほどの説明で9名の方が長期休暇に入っていると。この9名については、多分臨時職員で対応されてるんだらうというふうに考えております。9月1日の職員数140名というふうに言われました。4月1日の各課の職員名簿を見れば、職員は141名というふうになっています。4月以降今日まで1名の方が自己都合退職、中途退職をされたというふうに伺っております。聞けば、新規採用の方というのも伺っておるわけですが、これプライバシーに配慮して結構です。どういうふうな理由で自己都合退職されたのか、説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

御指摘のとおり1名の自己都合によります退職が生まれて、退職をされたということですが、その理由につきましては病気という理由になっております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

大変厳しい競争率を勝ち抜いて職員になられたと思うんですね。夢も希望も持たれて職員になられたと。私はそのギャップと申しますか、今職員さんが置かれている状況と、夢と希望を持って採用された職員さんが余りにもギャップが大き過ぎたというの、また一因としてあるのかなと。5月病という名称もありますけども、どうしてもメンタルな部分でこういうギャップに耐えられないという部分もあったんじゃないかなというふうに心配もしております。

そういう中で、一つはこれ大変難しい問題もあろうかと思っておりますけども、労働基準法に基づいて産業医の巡回、それに基づいて健康問題、職場環境問題、これ調査、そして産業医の方はそれに基づいているんな提言できるようになっておりますけども、基山町はこの産業医の取り扱いはどのような取り扱いをされておりますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

産業医につきましては、固有名詞を挙げるとどうかと思っておりますけど、池田先生のほうにお願いをいたしております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

間違えました。労働安全衛生法ですね、労働安全衛生法に基づいて産業医の設置です。

その関係で池田先生のほうにお願いされてるということですが、多分来年度以降からこれ健康診断の中うつ病についても問診をして、この予防策もしていくというのがうたわられてるだろうというふうに思いますけども、現在はそういうふうなメンタルな部分についての問診とかはされておりますか。どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

今までの経緯の中で、今年度からこういった病休の長期化というのはかなり出ておりました、そういう意味も含めまして職員の健康管理については、まず自己管理の徹底というのは申し上げております。その中で、今回こうした状況も踏まえまして、職員の健康相談を定期的実施しますということで、内容等で相談しやすい、あるいは相談しにくいというのがあると思いますけれども、産業医の先生のほうにも22年8月に協議をしまして、自由に問診ができるような形をとっております。それにつきましては、総務課の担当のほうに先に協議をいたしまして、日程調整のほうを総務課のほうが行いまして、時間を産業医の先生にあけていただくという形でメンタル関係についての相談をお願いするようにしております。そのほか、今までの対応としましては保健師、庁舎内にあります保健師のほうに特別にそういう管理職等のほうから相談があった場合は、個人面談等も考えているところであります。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

そういうふうな今の職員さん、大変私は労働条件が厳しくなると、業務量がふえてるというふうにも考えておるわけです。そしてまた、今年度、そして23年度、24年度、合計18名の職員さんが退職されると。ここにいらっしゃる課長さん、ほぼこの3年以内に退職ということになるんだろうというふうに思っておりますけども、来年度の採用予定、そしてもしわかれば23年度、24年度、採用予定と職員管理に基づく職員数、23年度、24年度について説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、定数が21年度、22年度につきましては144名でございまして、本年度退職者3名ということで、採用を一般職5名、保健師1名、それから保育士が1名の計7名となっております。それから、24年度につきましては140名の定員に対しますので、7名退職される方に対して3名の採用でございます。それから、25年度につきましては135名の定員ということですので、またそれ3名の採用になると思います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今の言われております計画からすると、もう25年度は現行数よりも9名職員数を減らすというふうな計画になるかと思えます。今、地域主権がうたわれ、地域でできることは地域でやっていくんだというふうに言われております。権限移譲も今からたくさん出てくるだろうというふうに思うんですね。そういう中で、本当にこの職員数でできるのかなという不安があります。しかし、いろんな財政的な問題含めて、この職員数でやっていこうというふうになれば、当然そこにはお互い協力してやっていこうという部分が出てくると思うんですね。しかし、今の職場の状況を見れば、私は横のつながりは余りなくて、個人個人に余りにも負担が行ってるのかなあというふうに思うんですね。

それで、一つはそれぞれの窓口で朝早くからやっぱりたくさんの方の町民の方が来られて、要望なり苦情なり言われている部分をよく目にかけます。基山町は今日まで総合窓口ということを設置されたことはありますか。どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

こちらのほうの新庁舎に来てからの総合窓口はありませんけれども、旧庁舎時代は総合窓口方式ということで行っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私はできたら総合窓口を復活させて、そしてそこで一定程度やっぱり町民の要望、苦情なりを聞くと。それを文章化にして、そして各課にそれを回すと。そして、必ず文章で回答を出すというふうな対応の仕方をしないと、対応のまずさがまた苦情を生んでるという現実問題がありますので、ぜひともこれについては検討していただきたいというふうにも思っています。なかなかこれ難しい問題もありますし、メンタルな部分ではプライバシーの問題もありますので、これ以上は聞きませんが、ぜひ対応をよろしくお願いしときたいと思っています。

2項目の下水道について質問いたします。

私はこの下水道については、見直しをどのようにするのかという中身でまず伺いたいなというふうに思いますが、現状認識として今新聞等では佐賀新聞でしたか、大きく報じられました。これ2009年度末時点ですけども、基山町公共下水道が61.8%、そして浄化槽で23.1%、合計84.9%の普及率というふうに、これ言われております。24年度に高島団地認可区域内工事が終わりますけども、工事区域内の工事がすべてが完了すれば、この普及率はど

のようになりますか。それともう一点、現在くみ取りをされている世帯、これについてもわかれば回答をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）（登壇）

今、重松議員さんがおっしゃいました新聞の件ですけども、9月3日の佐賀新聞に大々的に県内の汚水処理人口普及率が出ております。その中で今申されましたように、基山町におきましては公共下水道の普及率が61.8%、それに浄化槽が23.1%でございます。浄化槽には汚水処理施設を含んでおります。高島団地が終了した時点でどれぐらいのパーセントになるかということでございますが、平成22年度現在、北高島団地区の工事を行っております。そこが完了いたしますと、その地区で6.4%公共下水道の分が出てきます。それを合計しますと、浄化槽も含めまして91.3%に上昇いたします。

それと、町内のし尿くみ取りの世帯ということでございますが、町内で605戸のくみ取り世帯がございます。そのうち認可区域外と申しますか、調整区域がかなり多うございますけれども、そのし尿くみ取りの世帯が348世帯となっております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今日まで約5,384,000千円の金をつぎ込んで下水道の整備を進めてきたわけですけども、当初計画からすると、全体のまだ計画の面積からいえば50%行ってません。今から先が大変これは下水道はお金がかかります。私はひとつ心配するのが、このまま下水道整備を進めていけば、基山町の財政は破綻するのではないのかなど。そのために、今見直しもしようというふうな計画がこれあるわけです。

そこで、一つはこの基山町の先ほど言われました上流浄化センターが7,392,000千円、そして送水管、ポンプ場合わせると合計約9,961,000千円の金がこの流域下水道のほうで使われると。先ほどくみ取り、残ってるのが605世帯と言われましたね。もし605世帯全部をこれ全額補助して合併浄化槽を設置するというふうになれば、1世帯約1,000千円と計算すれば、600,000千円ですね。600,000千円で残りの8%ですね、今91.3%と言われましたので、高島団地が終了したときですね。8%の残りのところにこれくみ取り式を合併浄化槽にするのに600,000千円かかると。しかし、全体計画からすると、下水道を全体に張りめぐらせると、基山町内に。約6,000,000千円金がかかるようになるんですね、10倍。町長、ここを見直したときに、一つは基山町の業者が流域下水道の仕事をされますか、できますか。福岡県のこれ流域下水道ですね。福岡県の事業です。佐賀県の事業ではありません。基山の業者が流域下水道の仕事をできますか。わかります。特定建設業を持ってある業者は、指名願を出して

おけばできますね。しかし、特定建設業でもない、福岡県に指名願も出してなかったら、流域下水道の仕事は基山町の業者はできませんね。これ間違いないですか、確認いたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）（登壇）

今の御質問ですけれども、事業主体が福岡県となります。ですから、工事発注につきましては福岡県のほうで発注されますので、その中でいろいろな競争の話になってくるかと思えます。基山町の業者が受注できるかという問題につきましては、今おっしゃいますように特定建設業、これは大臣許可になりますけれども、そういうふうな手続を踏んだところでないとそういうふうな指名願の届けとか、そういうことをしとかないとできないと思えます。もし、基山町内の工事で基山町に発注権限があれば、基山町の業者も参加できると思えますけれども、今からの予測でいきますと大部分の工事が福岡県内の工事になりますので、多分今の状態では基山町の業者の参加というのはごく少なくなってくると思えます。

議長（酒井恵明君）

重松議員、先ほど24年度までの工事費総額を5,384,000千円とおっしゃったんですが、5,308,400千円と訂正させていただきます。（「はい、済みません。はい、わかりました」と呼ぶ者あり）重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

はい、訂正いたします。

それで、私がなぜこれを聞くのかといえば、宝満川上流浄化センターが計画は今から先見直しをされるというふうに使われてますけども、もし見直しをせずに基山町から分担金として約9,961,000千円の金を福岡県の流域下水道の事業に回すと。しかし、その金は基山町の業者には回ってこない、こういう問題があるんですよ。流域下水道というのは、広域連合や一部事務組合とは全く違いますね。広域連合や一部事務組合は当然町長も議員として入ったり、議員からも代表で選ばれて入りますけども、この流域下水道は福岡県の事業なんです。報告からすべて福岡県議会のほうに報告されます。そして、これは後段でやっておりますので、そういう報告もすべて福岡県のほうです。だから、前回の原議員の一般質問のときに町長は一回もこういう会議には参加してないと言われましたけども、参加したくてもできないんですね。これはすべて福岡県の事業です。だから、私は今回見直しをと、ぜひお願いしているのは本当に9,900,000千円の金が基山町から出ていくけども、基山町にはこの金は巡回しないという問題もあるだけに、全体的な計画の見直しをする場合はやっぱりこういう問題も見直しをしなければならないというふうに思っております。

それともう一点は、本当に基山町全体を広域下水道にするべきなのかと。大部分市街化区域は終わりました。今から田舎のほうに工事が進むわけですけども、見直しをするという中に、流域下水道だけにとらわれたら、私だめと思うんですよ。鳥栖市とも下水道についても

ぜひこれ連携を深めてもらいたいと。上水道は水源の関係がありますから、ポンプアップして上に上げますね。本来、下水道というのは上から下に自然に水は流れていくというのが本当の一番理想なんですね。筑紫野市の上流浄化センターには約4,100mぐらい大型ポンプで上げるんですよ、ずっと。そして、そこで処理すると。これ全く自然の流れにやっぱり反しますね。だから、基山町の下水はなるべくなら基山町単独でもしなければならぬし、そういうわけにいかないならば、せめて鳥栖の下水道と一緒に連携をとるというふうに思いますけども、町長、この辺どのようにお考えですか。やっぱりこの回答されているように、そういう考えは全くありませんと。今までどおりの流域下水道で進めていきますというお考えでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今議員御指摘のように、本当に私も心配しておるといふか、これはやっぱりしっかり取り組んでいかなきゃいかんというふうに思っております。しかしながら、だからといってすぐこれも相手のあることでございますし、鳥栖市ができるのかどうかというふうな、これも非常にどうかしたところではちょっと話が出たりするんですけども、なかなかそれは難しい問題もあるというふうな気がいたしております。さりとて町内にまた単独で処理場をつくってというふうな、これまた大変だろうというふうに思っておりますので、非常に心配しておると。そして、見直しを今やっていくべく資料もつくっておるといふような状況でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今見直しをされるということですので、ぜひとも私はあらゆる見直しをしていただきたいと。基山町内に再度終末処理場の建設も検討すべきではないのかというふうに申しました。私も地元ですので、この経過をよく知っております。全体的な水量の関係ではそのときの計画は大型の工事だったんですね。終末処理場をつくって、その上にグラウンドをつくるというふうな大変金のかかる設計でした、その当時は。しかし、今終末処理場もコンパクトになって、浄化能力も大変すぐれております。先ほど言いましたように、基山町の今現在の公共下水道でされている部分の、これ計画も含めてですけれども、約6,700tかそれぐらいですね、今現在は。大分水量も減っておりますので。その辺の計算からすると、当初基山町内に建設されている予定よりも大分少ない金額でできるのではないのかと。逆に言えば、私は宝満川上流浄化センターに先ほど9,900,000千円今から基山町の金が行くというふうに言いましたけれども、それぐらいの金があればひょっとしたら基山町内にこれ浄化センターができるのではないかなというふうな気さえするんですね。だから、そういうのも含めてぜひとも概算含めて検討をしていただきたいというふうに思っております。これ今から先、何度もこの計画

については具体的に話をする機会があるだろうというふうに思いますので、次の項目に入らせていただきます。

菖蒲坂ため池水辺公園について、これもう私も何度も質問しましたし、町長の考えも伺いました。それで、これ改めて聞くわけですが、前回の議会の際後藤議員の一般質問の議事録を読んでくれと。ぜひとも目を通してくれというふうをお願いしてましたけども、これ確認されましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）確認して、私が言いました工事費に24,000千円ぐらいしかないというふうに、これ書かれていますね。これについてどのような解釈を持たれておりますか。質問します。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）（登壇）

ただいまの件でございますけれども、平成20年9月議会の一般質問の折に後藤議員のほうで総合公園の水辺公園関係で質問をなされております。そのときの事業費が総額で213,000千円という回答ではなかったかと思えます。今、議員御指摘のように24,000千円という数字がそのとき出ておりますが、国の補助事業を受ける場合に1事業期間が5年間ということになっております。その5年間というのが平成17年から平成21年まで。その総事業費が213,000千円ということでございまして、そのときの内訳といたしまして用地購入費が177,000千円、補償費が12,000千円、合計の189,000千円となっております。残りの分が工事費や事務費ということで、24,000千円という金額を提示したかと思えます。しかし、その残りの分では事務費等もございまして、現実的には24,000千円以下ということで回答をしていたと思えます。つまり、平成17年から平成21年までの5カ年間のワンスパンの中での話でございまして、その中には先ほど言いましたように事務費とかということでの話で、24,000千円以下の工事しかできないということを言っております。当時は、平成20年度の回答の中では、この24,000千円以下の金額で工事をすることでのお話でしたけども、これは平成17年から21年度までの5年間での最終年度の話ということで、この間は実際には用地購入費や補償費、また水辺公園の実施設計、測量設計に係る費用に充てておりますので、150,000千円は入っておりません。150,000千円は今後のお話でございまして。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

言われるとするとところはわかります。5年間の計画の中で残金が24,000千円だったと言われてるんでしょう。しかし、その後150,000千円がつかましたよね、今年度から。その根拠を聞けば、駐車場とか護岸工事とか、広場とか、その総計が150,000千円と。

ここで改めて聞きますけども、150,000千円という金があって、それに基づいて計画をされたのか。それとも、計画をして、その積み上げが150,000千円だったのかと。なぜそこを

聞くのかといえ、町長は先ほどから何度もなるべく予算をかけずにと言われてますよね。予算をかけずにだったら、もともと工事をしようと、基山町が考えた工事をしようと思えば50,000千円ぐらいで終わったと。そこで50,000千円という金額を弾かれたのか、もともと150,000千円という金があって、国からの補助とかいろんな部分で150,000千円という金があって、それを使うのに先ほど言われました護岸工事とか、広場工事とか、駐車場工事というのを計画されたのか、どちらが主ですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（大久保敏幸君）（登壇）

平成21年度に測量設計をいたしまして、その費用が150,000千円かかったということでございます。その測量設計行った後の事業費が150,000千円かかったということでございます。失礼しました。

測量設計を行いまして、150,000千円という金額が出てきたわけですが、それを国の事業の最低採択費用が年間30,000千円でございます。それを行うのには5年かかるということでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今の説明を聞けば、150,000千円というお金があると。それをいかに使おうかというのがやっぱりなるんですよ。そうすると、この菖蒲坂ため池公園をみんながどのような公園にしたいのかというのは、全くその中には案がありませんね。だから、私びっくりしたんですよ。これ8月15日の広報「きやま」ですね。基山総合公園西側広場の整備計画についてと。その中で駐車場を整備しますと。そして、その後には苦情が多かった大会実施時の周辺道路への路上駐車をなくしますと。運動会とか体育大会とか、あのときに路上駐車が多かったと。それをなくすために駐車場をつくりますというふうな書き方ですよ。これだけの理由で133台分の駐車場を確保されるんですか。ほかに理由何かあります、駐車場を確保する、133台分を駐車場をつくる理由は。どうですか、町長。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

これは以前からも申し上げておりますように、とにかくやっぱり安全性を確保しなきゃいかんと。何しろ水辺でございますから。だから、それで護岸工事というようなこと、そこでもう54,000千円という金額が必要だというようなことでございます。それから、そのほかにつきましては経費をできるだけということは、もう再三申し上げておるとおりでございます。それともう一つは、やっぱりこれから実用的にという考えで一応駐車場をと。で、どうだろ

うと。その駐車場も路上駐車というような言い方をしているということでございますけども、路上駐車もそうでございますし、何か催し、大きな催しがあるときにはやはり駐車場も不足するというような、そういうことも出てきておりますもんですから、あと経費いろいろ、造成もそうですし、あとの維持管理もできるだけ少ないようにということで駐車場。そして、それだけじゃなくて一部芝生を植えて公園をつくと、そういう計画だということでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

路上駐車というのは、これはモラルの問題ですね。どんなに多く駐車場をつくっても、基山町民の方がモラル守らずに路上駐車をするということは考えられますよね。だから、根拠としてから路上駐車を減らすために駐車場をつくりますというのは根拠になりませんね。私は駐車場を全く必要ないと言ってるわけじゃないんです。菖蒲坂ため池水辺公園が全く要らないと言ってるわけじゃないんです。せっかくお金をかけて公園をつくるんだったら、ぜひとも町民の要望を聞いて、そして少しでもよりよい公園をつくる努力をすべきではないのかというふうに思っております。護岸工事は確かに必要です。安全さくはですね。それはぜひともしていただきたいと、22年度で。しかし、来年度以降についてはやっぱりもう一回計画を白紙に戻して、町民の意見を聞いていただきたいと。町長は管理については町民協働でと。何を町民協働で行いますか。いつか茶畑があるから茶畑をと。私も農業をしている一員ですので、茶畑の管理を皆さん協働でしてくださいというて、そんなに甘いもんじゃありませんよ。冬場の管理から霜の管理から、消毒、施肥、草取り、これをみんな協働で手伝ってくださいと町長言われてるんですか。できませんよ。生徒が春先に新芽を摘むのは、そりゃできるかもしれませんが。しかし、茶畑を1年間管理するのは、やっぱりきちっとして農家の方に委託してからしかこれできないんですよ。だから、町長が言われている協働というのが、使い方によっては誤解を大変招くんですね。もうぜひともここは見直しをしていただきたいというふうに思いますし、町長、ぜひともこれ見直しといいますか、やっぱり町民の方の意見をもう少し聞いてつくるべきではないのかというふうに思いますけども、この辺ぜひとも、もうこれ以上は聞きませんので、よろしく願いしておきます。何か言われることがあったら、一言。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

茶畑の件でございますけども、今ではある個人の方をお願いしておりましたけども、なかなかそれも本当難しそうな感じでございます。したがって、これから先どうするかと。それはやはり基山にはお茶各業者もいらっしゃいますから、その辺のところともまた話をし

ていかなきゃいかんかなというふうに思います。

それから、その協働でございますけども、協働を余り安売りしてはいけないとは思ってんですけども、やはり皆さんの意見は私も聞きたいということで、いろいろこの件についても話を聞いておりますし、私自身考えておりました。全面的にも芝生にしたほうが駐車場よりもっと快適だなあというような気もいたしておりました。それから、ある方と話しておりましたら、もうどうせするんならあそこにオーガニックフードレストランをつくったらどうだろうか。ちょっと待てよ、これは。協働もいいけどもなかなかそういうわけにもいかんかなというようなことでございますもんですから、できるだけその皆さんの意見ということでございますけども、あとそれと財政の兼ね合いというようなことで、また考えていきたいとは思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

本当は150,000千円の金があれば半分ぐらいを長野地区に回して、長野地区に運動広場をつくっていただきたいという要望も言いたいですよ。しかし、きょうはそこは我慢して言いませんけども、ぜひともよろしく願いしておきます。

第3次国土利用計画について質問をいたします。

まずこれ、基本的に町長はこの第3次国土利用計画を忠実に、これは第4次総合計画もありますし、基山町マスタープランもそうですけども、こういう基山町が策定した計画を忠実に実行していこうというふうに思われていますか。それとも、参考程度にとらえておこうというふうに思われておりますか。どちらでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

こういう言い方はいかかと思えますけども、がんじ絡めにこれに縛られてというようなことでもない。一応やっぱり国土利用計画、基山町の思うところというようなところで、方向性はやっぱり間違いないと思えますけども、そういうことでそれにできるだけ沿ったような形でということは考えております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

町長にすれば、いろんな枠組みもあるという中では参考資料というふうなとらえ方もされているのかなと。それだったら、私それでいいんです。というのは、私もこの計画、必ずしも100%平成29年度までできるというふうには思ってません。ただ、する努力はしていたきたいというふうに思っております。そこで、回答の中で確実な面整備が生じたときには検

討すると。市街化調整区域から市街化区域への線引きの見直し。確実な面整備が生じたときとは、これどういうことを具体的に指す中身でしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

この確実な面整備ということでございますけれども、面整備の具体的な内容につきましては地区計画、あるいは区画整理と、そういうのが含まれると思っております。ただ、その前に単なる拡大ということも書いておりますので、そういう意味がない、意味がないと言うとおかしいんですけれども、ただ単に市街化区域内をふやそうということではなかなか難しいし、県自体もどちらかという縮小の方向に行っている中で、ただ単なる拡大というのは難しいということで、やはりそういう面整備、地区計画等の整備によって結果的に拡大になるという形での進め方になろうと思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

これ審査会の中でも資料を提出してもらって、平成20年度農地が323haあると。そして、平成29年度には農地が285haに減少するというふうな計画ですね。約38haが農地がなくなると。そのうち、これは市街化調整区域から市街化区域へ変更になる部分が9ha、長野地区の9haが流通や工場用地として拡大する計画があるというふうに言われてますね。確実な面整備が生じたときというのは、例えば長野地区で9haのうち5haの地権者の方が地区開発をしようということで、地権者の方が同意されたというふうになれば、その同意をもってこの市街化調整区域から市街化区域への線引きの見直しも実行できるというふうにとらえていいんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

先ほど申されました9haにつきましては、おおむね御指摘のとおり長野地区ということも数字的には予定をいたしております。ただ、そのうちの5haがなるかどうかといいますのは、やはり検討の協議ももちろんございますし、当然市街化区域を拡大ということになりますので、国土利用計画に基づいた協議の中での対応ということになりますので、当然地区の住民の方がそういう御意向で、どうしても協力したいということになれば、町としてもそういう位置づけの中で協議をしていかなければならないというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

この38ha農地が減るという中に、2ha道路に転用するというのがありますね。その2ha、農地から道路に計画する中身、都市計画道路に基づく日渡長野線の延伸というのがあります。それと、都市計画道路の黒谷線の延伸があります。町道城戸1号線の拡幅があります。神の浦城の上線のこれも新築があります。塚原長谷川線、及び白坂久保田2号線についてはこれ農地転用はありませんね。ということは、これは計画的に29年度までには、今言いました塚原長谷川線、それと白坂久保田2号線については農地転用の計画もないと。あと言いました日渡長野線とか黒谷線はあるというふうにこれ理解していいんでしょうか。どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

日渡長野線以外につきましては、一応黒谷線の延伸につきましては計画として上がっていると。それから、城戸線の拡幅、神の浦城の上線につきましては現在あります町道関係でございます。その中で特に日渡長野線の延伸として0.96haですかね、1ha弱を予定いたしておりますが、これはあくまでもセットで先ほど出ております地区計画、そういう流通工業系の地域とあわせた中での延伸というセットになっております。ですから、そういう関係で優先的に上げさせていただいてるところでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

もう時間がないので何度も聞きませんが、計画にはやはり塚原長谷川線、それと白坂久保田2号線については計画入ってませんね。これだけはちょっと確認をさせてもらっておきたいというふうに思います。それでいいんでしょう、入ってないということで。はい、それで結構です。

それで、ぜひともこういうふうに地区開発を進めるにしても、やっぱり地元説明会を開催すべきなんだと。もし要望があればしますけども。そうじゃなくて、基山町がやはりこういうふうに計画を立てると。それについて今後協力もしてくださいというのを含めてですよ、これは町のほうがこれそういう説明会を開催するのが当たり前じゃないですか。開催してくれじゃなくて、まず町のほうが計画をしますと。やっぱりこれ地元から説明会を開催してくれというふうに要望しないと、町の方はされないんですか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（岩坂唯宜君）（登壇）

国土利用計画に上げさせていただいてる一つの理由といたしまして、そういう面的整備を行う際につきましては、そういう計画にも上がってないものを例えば県に協議をするにいたしましても当然できないと。ですから、まずはこういう計画の中にうたうということでござ

います。それと、今の状況から考えまして、町が積極的に開発をしていくということは非常に難しいと考えております。ですから、地域の皆さんの御協力、あるいはできれば鳥栖みたいに県事業、それから民間等の開発という形の中で進めていければというふうに考えておりますので、必ずしも町が主体になって説明会をしないということではございませんが、できるだけそういう形での説明会の必要性があれば行っていきたいというふうに考えてるところでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

これで終わりますけども、ぜひ柔軟に対応してください。もうこういうふうに硬直したみたいな意見じゃなくて、柔軟に対応していただきたいと。下水道についてもそうですけども、ぜひとも柔軟に対応して、そして町民要望をいかに酌み込むのか、酌み取るのかというふうな施策を今後とも進めていただきたいというのを最後をお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで15時40分まで休憩いたします。

～午後3時29分 休憩～

～午後3時39分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

本日一般質問の最後であるこれより片山一儀議員の一般質問を行います。片山一儀議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

こんにちは。5番議員の片山であります。

一般質問に当たり、まず町長以下執行部の皆様の日ごろの真摯な努力に感謝を申し上げます。

強い行政が町民のサービスの質を高めるという信念のもとに、行政についていろんな質問をさせていただきます。今回も町民の代表としてお尋ねしたいと思います。その内容は5項目でございます。初めにお断りいたしますが、ただ問いに答えるだけでなく、もし私の質問に疑義なり反対があれば、どうぞ申し上げます。

私は16年からNPO法人にかかわり、あるいはボランティアで県民協働にかかわってまいりました。最初の質問はまちづくり基本条例についてなんですが、現在憲法あるいは地方自治法に地方公共団体という言葉が使われております。これは国家統治に基づく用語でありまして、現在は地方分権とかいろいろなことが言われて、地方自治という言葉が使われていません。住民参加型の地方自治というのが非常に重視されるようになりました。そういう折に、

町長が協働を掲げ、基本条例をつくられたことは非常に当を得たことだと思うんですが、議会の審議も終わりました、これから発効するわけですが、それについて幾らか質問をしたいと。

これは町民会議、公募による基山町まちづくり基本条例策定作業部会というボランティア部会によって原案がつけられました。私も町民の一人としてずっと参加をさせていただきました。ところが、今回特別委員会で審査をして、町長に報告を特別委員長からあって、その意見がそのまま当初の案じゃなくて、意見がそのまま修正された意見で、また議会に返してこられました。本当にがらがら変わってるんですよ。本当に、町長最初に上程された事項がそんなに自信のないものだったのか。あるいは、理念がなかったのか。あるいは、作業部会で町民の方が一生懸命に知恵を出されたやつが、それほど修正する必要があったのか。これについてまずお答えしていただきたいと思います。

それから、2番目は基山町第3次国土利用計画についてですが、基山町第3次国土利用計画、手順を経てというのはコンサルに任せて、審議会、審議会といっても2.5回の審議会でした。実質1.5回だったろうと思うんですが、一応手順を経て6月の定例会に議案として上程をされました。議案として上程される前に、全員協議会で議員に説明がありました。その説明があった後、上程されたものを見ると、12ページと19ページにある文言が挿入されておりました。それは、「また町内の安全で円滑な移動を確保するため、けやき台内の幹線道路などの町内道路網全体の形について検討する」、あるいは「町内な円滑な移動を確保するため、けやき台北部の幹線道路について検討する」という文言がいろんな手順を終わった後に挿入されました。担当課長に照会したところ、ある議員から申し出がありまして挿入したということなんですけども、なぜって聞いたら、いや、そう議員から言われるとやっぱり議会で議決してもらうときには議員の意見を聞かないかんといいふうな意見がありました。これは後の会議で担当課長は否定されました。そういうことはないよと。否定されたんですが、これは水かけ論ですから、こういうことを町長はその経過をご存知だったんでしょうかというのが2番目の質問です。

それから、3番目は内山建設の社屋、敷地の購入について、私は公聴会を開いてくださいという提案をしてきたんですが、開かれなかった理由、考え方を教えてください。

それから、4番目はこども課の運用についてです。

全国学力テスト、これは2科目だと思いますが、佐賀県で東部地域は非常に低調だったと報道されておりました。町長は町長部局内にこども課を新設されました。子どもは家庭の宝であるとともに、基山町の宝であり、国家の宝である。次世代を担う宝が子どもなんですね。その子どもに関する行政サービスには教育面と福祉の両面、2つの視点があると思いますが、町長はどちらが大事だとお考えなんでしょうか。

最後の5番目は、公共サービスにおける考え方であります。

先日、筑紫野市のある議員さんが私に話を聞きたいと面会を求めてこられました。会う場

所を庁舎ロビーに指定しました。彼は8時半の予定なのが8時に来て、庁内を回ったそう
あります。会ったときに、片山さん、基山町の庁舎は広くてきれいですね。でも、活気があ
りませんねと、こういうふうな所見でございました。私は確認のために数日後に庁舎を回り
ました、朝早くですね。登庁する職員で駆け込み近い人もおられますし、あいさつをしない
人が結構おられます。窓口職員の服装を奇異に感じました。私がロビーで待ってる間に2人
のお客さん、住民の方だと思いますが、住民課にお見えになりました。職員からいらっしや
いませ、あるいはおはようございますという声は、私の声には届きませんでした。そういう
声も出たようには感じられませんでした。基山町役場の住民サービスの考え方はお客様主体
ではなく職員主体ではないのでしょうか。基山町の接客教育はどのようになっていますか。

先ほどの同僚議員からもこれについてありましたが、私はこれにその行政サービスについ
て実際2回目の質問なんですね。行政の質が高いことが、強い行政であることが行政サー
ビスを高めると、こう思っておりますので、ひとつよろしく御回答をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

片山一儀議員の御質問にお答えいたしますが、まず1の基山町まちづくり基本条例につい
て、(1)、ア、基本条例特別委員会の中間報告を受けて、議会の申し入れをほぼすんなりと
受け入れ、修正案を議会に提出したということでございます。議会の提案は理にかなない、す
ぐれていると、そんな議案として提出しながら、不確かで理念が乏しく自信がなかったのか
ということでございますけども、私決してそのようなことはないと申し上げたいと思います。
町民、議会、町のいわゆる三位一体とか三者一体の関係の中で議論もし、いろいろ御意見を
伺いながら十分に検討をさせていただいて、案を策定したわけです。そして、その後議会で
審議をされ、訂正や修正を行ったということです。こういうことは当然といいますが、あり
得ることだというふうに私思っております。そして、今回のまちづくり条例につきましては、
特別委員会中間報告を真摯に受けとめ、それを十分に検討いたしました結果、町民の方によ
りわかりやすい条例となっておりますということで、訂正をお願いをしたところでござい
ます。

それから、2番目の基山町第3次国土利用計画についてでございます。

(1)、アでございますが、全員協議会で説明をし、その後議会上程したときには新たな
文言が挿入されて、修文しておったということです。これはもちろん私も知っておりました。
これもまた全員協議会等の御意見をお聞きした中で、いろいろ検討もした結果、その後足り
ない部分の指摘をいただきまして、それによってなるほどより充実した計画になると判断し、
新たな文言を加えさせていただいて上程をいたしたところでございます。

それから、3番目の内山建設の社屋&敷地の購入についてでございます。

アの住民公聴会を開くべきだと主張したけども、開かなかったということでございますが、

全員協議会の中でもお答えしておりますが、協働については事によっては住民皆様の意見を聞いたり、話し合いが必要ということだと思います。しかしながら、今回の場合は事案といたしましても、また町民の不安解消を考えると、やはり早い段階で処理をすべきと考えまして、まず議会に話をさせていただき、区長会で説明を行い、臨時議会をお願いしたところでございます。

4のこども課の運用についてでございます。

Aの子どもに関する行政サービスには2つの視点があると思うが、どちらが大事だと思いますか。いわゆる教育か、福祉かということでございますけども、やはりこれはどちらが大事というようなことではなくて、教育、福祉ともに重要なことであると考えております。

5番目の公共サービスにおける考え方ということで、基山町役場の住民サービスの考え方はお客様主体ではなく、職員主体ではないかということですが、いわゆる職員主体だとおっしゃってあるのだらうと思いますが、私どもは基本的には住民の皆様のためにお客様主体であると考えております。例えば、事業施策を考えるときには、それが本当に住民のためになるのかどうか、そしてどうすればよりよくできるかを基本に置いて検討をいたします。また、窓口対応あるいは接客に関しましても、来客の皆さんに迷惑、あるいは不愉快な思いをさせないようにということは職員常に心がけておるつもりでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

ありがとうございました。

ただ、ずっと第1回目の答え通じた所見ですけども、非常に言行不一致であると。それを今から証明をさせていただきます。質問をさせていただきます。

要するに、最初のやつは問いに答えていただけてないんですね。それほど町長が出されたものが本当に正しければ、議会を説得してでもそれを通さなきゃいけないんじゃないでしょうか。住民がつくった、あれだけ、17回ぐらいだったと思いますが、夜2時間から3時間にわたってつくってきたものが、たくさんの意見でつくってきたものがおかしかったんですか。変わったんですから、という問いを質問したんですが、直接にはお答えいただけませんでした。それは修正することはあるでしょう。議会からあったから修正することもあると思いますが、次の点についてどのようにお答えでしょうか。

基本条例の前文に、もともとの案文は「住民主役のまちづくりを基本理念とし、住民、議会、行政が情報を共有して対等な立場で協働し」とありました。議会案は「住民」を全部「町民」という形に変えて、「町民主役のまちづくりを基本理念とし、町民、議会、町の執行機関が」と修正をされました。問題ないんです、このままでですね。

ところが、大きな問題があるのは第2条で町民の定義が問題なんです。今まで基山町の条

例にも町民という言葉を使ってあります。ほかの市町村にも町民という言葉が使ってあります。これはそのときの住民が町民という言葉なんです。基山町の住民が町民だったんです。ところが、この基本条例は住民と通学者、通勤者を入れて住民と言ってるんですね。それから、まだ活動団体がありますが、本来地方自治というものは選挙権を与えられた住民が投票をして首長を選び、議員を選び、そしてやってきた。それが現在の、今までの地方自治体の運営でした。今は、地方自治体の運営はそれに住民参加型でという形になってきてるんですね。それがもし採用されたんですが、どうなんですかね、住民じゃないんですかね、自治を行うのは。そういう通学者にも与えるんですか。そこんところはなんですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

その辺の議論というのは、策定作業部会でもいろいろと議論されたところだと私も記憶しております。私もほとんど十七、八回、その作業部会には出ましたけども、本当に活発な議論ございました。その中で町民にするのか、住民にするのかというような議論がたしか行われました。それで、それを使い分けて案ができておったんですけども、議会の考えとしては非常に混在するとわかりづらいということだから、一応町民に統一して、そしてその必要な部分っていうんですか、どうしても住民でなければいけない部分は住民とするというような、そういうことだったんだろうと私は聞いております。一事案ごとに町民、住民ということだと思います。それで、別にまちづくりがと。まちづくりはむしろ住民だけで考えるもんじゃなくて、町民といいますか、関係ある人、その方々にも問いかけたいという部分っていうのは、やはり事によってはあるということですので、広く町民という形、その中でいろいろ投票とかなんとかになれば、必要であればその住民という枠を決めると。それで何ら不都合はないのじゃないかなというふうに私思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

わかりやすいからという話でございましたが、前のもともとの案に住民という言葉を使ったのは前文と住民投票だけなんですね。あとは町民で、町長言われるようにこれは自治という、自治には責任と権限があるわけですね。その責任と権限は住民にしか与えられてないんですね。憲法にしても、地方自治法にしても。確かに、町の建設とかいろいろなことは、例えば建設会社に入札をしてつくっていただく、この建物もこの基山町、あるいはその会社がつくっていった。そういうことがまちづくりじゃない。自治というものがまちづくりなんです。そのところがちょっと不安である。例えば、これどうかと。例えば、今も民主党が言ってますね、私は反対なんですけど、外国人に選挙権を与える。税金を払ってるから。税金を払うのは当然なんですよ。公共サービスを受けてるんだから。しかしながら、国家の主

権にかかわる事項に選挙権を与えることは、私は反対なんです。なぜならば、第2次世界大戦のときアメリカに国籍を持ってる日本人が収容所に入れられて、一番先頭で戦わされたじゃないですか。それがやっぱり国民とか主権の問題じゃないですか。基山町をつくるのは住民であり、住民を治めて、しかもそこらあたりがあいまいにわかりやすいからというだけで、一番基本的な変えられたということが、今行政のその論理に欠けたところじゃないかと。まあ、ここんどこで終わります。

次に、同じく基本条例15条で町職員の責務というのが議会の意見で挿入されました。もともと入ってませんでした。これは、この考え方、町の職員を入れられたんですから納得されただと思うんですが、本当に納得されてますか。お聞きしたい。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

納得したといえますか、確かに私も納得しました。いろいろと話し合う中で、これはやっぱり職員の職務、これはもともとは町の職務か何かというようなことになってたと思います。しかしながら、住民の責務、議会の責務、あるいは事業者の責務とかっていうような区別があって並んでますもんですから、それからすればやはり町長の責務、そして職員の責務と、これをやっぱり入れるべきだろうと。並べるっていうか、そうしないといかにも住民の皆さん方だけにやれ責務だどうのというようなことが強過ぎるのじゃないかというような、そういうことだったろうと思いますけども、そういうことで職員の責務、町長の責務ということを入れる、これは私も納得はいたしております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

町長の責務というのは当然あると思います。議会の責務もあるでしょう。しかし、職員、これは町長のもとに集められた職員ですね。それは地方自治法を見てもらえば、すぐわかります。職員というのは町長が信託を受けたことをやるためにいる職員。だから、地方自治法にも指揮監督権というのがありますね、154条に。いいですか。地方公務員法も32条に上司の命令に従ってと書いてあるんです。それが窓口の一職員までが町民の意思に対してというのは、これは組織論的におかしい。組織として仕事をするわけですから。すべての責任は町長にあるんです。その一末端の新入職員の責任は、課長にもあるでしょう。そういう組織で仕事をしてるのに、一職員に責任を負わせるんです。町民の視点や意向を的確に把握し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。としたら、上司の指揮監督権、この地方自治法や地方公務員法に定められた、それはどうなるんですか。

私は議会の認識や意見は、組織論的認識を欠いてるし、この法に違反してると思うんですけども、町長は部下を画一に掌握し、明確な企図を示す適宜適正な命令を発して任務を完遂

されるんではありませんか。町長は企図を示されず、部下が勝手に仕事をするを容認されるということになりかねないですね、これ入れることに。要するに、首長、自治法では首長という章になってますね。首長がその下にそれをやるために職員を抱えてるわけなんです。それから、委員会委員も持ってるし、補助機関を持つことになってるんです。それぞれの責任はそのトップにあるわけで、一職員があるというのは、考え方はそれは組織体の行動原理としてはおかしいと私は思います。

次に、住民投票についてちょっと変えられました。第4章5節の当初の案は、住民投票になってたんです。もう本当にかんかんがくがくで、町民投票という意見もあったんですよ。議会の審議の中でも、本当に町民投票でいいのってというのがあったんですが、いや住民投票するときには条例を定めるんだから、その中で住民投票と定めればいいんだと、こういう意見が出たんですね。それで、わかりやすい用語として町民投票になったんですが、第5章で町民投票と変えて、住民投票ができると町長はお考えでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それはできるというふうに私は解釈をいたしております。というのが、投票にもいろいろございましょうし、町民の皆さんに問う場合もあると、そういうケースは当然あり得ると思います。しかしながら、議員さんの選挙なり、首長の選挙なり、それから議会の解散要求とか、首長の解職要求とか、こういうことに関してはこれはもう上位法として住民投票ということでございますから、これにやっぱり従う。これに違反すると、やはり違法だということだろうというふうに思います。そのほか、まちづくりにどう思うかと。これは投票というのか、アンケートというのかわかりませんが、そういうことはやっぱり幅広く問うてしかるべきだろうというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

上位法に住民投票というのがありますね。これは憲法にも定められてます。地方自治法にも定められておりますが、それがあから住民投票できるんだということであれば、この条例で町民投票と決めたこと自体が間違いではなかったんですか。法律に違反する条例はつくってはいけないことになってるんですね。これが町民と住民という用語が一緒であればいいけど、この基本条例は町民と住民は違うんです。そうすると、憲法で軍隊を持たないと定めて、法律で軍隊を持てるのと同じことですよ、考え方が、そうであるとすれば。だから、住民投票と書いて、住民投票条例を定めるときには、住民投票をいつにしようとか、年齢の幅をどうしようとか、そこ以外のことは条例で決めれるんです。その範囲内で決めれる、条例の範囲内で。法律の範囲内で条例をつくれるんです。憲法の範囲内で法律をつくれ

るんです。ここで町民投票と決めちゃったら、おかしいことになるんです。わかりやすい問題じゃない、基本的なことを書いてるんです。まさに町長がおっしゃったように、憲法95条には一地方公共団体において適用される法律をつくるときには住民投票しなきゃいけないと書いてあるんですよ。これは大阪で適用されてます、実際に。大阪だけに適用されるとき、大阪で住民投票やってるんです。それから、地方自治法76条に議会の解散請求、リコール、あるいは議員の解職、議会あるいは議員ですね。それから、81条、首長のリコール、現在阿久根市でやってますね。それから、86条、主要公務員の解職。主要公務員というのは副町長だとか、教育長だとか、そういう主要公務員のリコールも住民投票と定めてるんです。それが基山町のまちづくり基本条例では町民投票になってしまったんです。もともと住民投票だったんです。それがもしいいというふうに町長が言われるんだとすれば、非常におかしな範囲で出されたとき自体がそういう簡単なことで議会に上程をされたのか。阿久根市長のやり方はちょっと行き過ぎだと思えますけども、やはり信念を持って議会とも議論をし、町長が出された意思は通していかれないと、先ほどもありましたけども、執行権の長としてやっぱり意思を通していくことも大事なことはないかと思うんですね。

非常に今回、前からも質問してます、この中で最高規範と位置づけをしています。最高規範であれば、今までの町民という用語がですね、全部条例が今まで町民と使っている言葉、条例がたくさんあるわけですから、それも変えてやらなきゃいけないんですね。そういうきちっと筋を通さないと、大変なことになるんじゃないでしょうか。

次の次のこともありますから、次のことに入ってからまとめて申し上げますけども、やはりこういう議会、議長神聖な場所とおっしゃる、議会で決めるとか、国会で決める法律をつくってるんですから。きちっと論理性と用語がきちっと統一をされないと。理論にもならない。用語というのは、討論のツールなんですね。それが一定の意味を持ってないと討論にならないんです。私はとにかくこれは今発効すること、施行することが大事だと思ってますから、これはぜひ賛成をして基本条例をやるんですが、そういう認識があるということについて、町長、本当によろしいですか。この町民投票とか、町民をよその人も入れて自治をやるということが本当によろしいですか。もう一度再度お答えください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

自治をやるということ、まちづくりをやるということ、これは要は一緒なのじゃないかなというような私は気がするんですけども、その自治、自治の中でも本当に必要な憲法に決められた、あるいは地方自治法に決められたその部分っていうのはしっかりやっぱり守るべきだと。これに抵触すれば違法だということになるかというふうに私は思います。したがって、町民投票という用語を用いて、それを当然定めある場合には住民投票とするというようなこと、これは別におかしな話ではないなというふうに私は今考えております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

後ろのほうからまた変な声が出ておりますけども、そういう認識だからだと思うんです、理解。法制概要、法制提要进行を勉強して記憶してる人だったら、それはそういう答えは出てこないですよ。

次へ移ります。

国土利用計画についてですね。この国土利用計画はコンサルに発注されたんですね。2,700千円ぐらいたしかかけてありますが。それで、少なくとも庁内審査もかけられたでしょう。法制審議もかけられたでしょう。そして、審査委員会の審査、答申を経て議会上程をされたんですが、それで手順を踏んでこられたんですね。それが議員さんの一言で変わった。それも有り得るよと。あるかもしれません。しかしながら、議員さんが言ったことが、大事なことですよ、住民の代表だと言われてるんですから。でも、それでやってくると人事案件でも、職員採用でも、そういうことがあればまかり通れないというおそれがある。あったかどうかは別にして。私はそれを危惧するわけです。それを危惧した人がいます。木下敏之という市長さんです。佐賀市の市長が。彼はそのために口ききを全部報告しろとって、それから口ききがなくなったんです。これがいろんなことを変えていく、いや総務課長、何かあれば言ってください。どんどん言い返して結構ですと申し上げてるんだから。必要があれば言ってください。そういう点について、はいどうぞ。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

どうもこの国土利用計画をこれまた修正といいますか、したというのと、それと口ききを一緒にされるとちょっと話がおかしくなりはしないかなというふうに思います。やはり先ほど申しますように、一応全協でお諮りいただいて、そしてこれはちょっとここは落ちとりはせんかというようなことで御指摘いただいた。それがなるほどなということ、これはだれが言われたからどのじゃなくて、やはりそれは有り得るといふ先ほどのお答えだというふうに思っております。

私も木下敏之市長の本は読みました。改革はすべて失敗するですか、何かそういうふうな題だったと思いますけども、そこには確かに口ききはだめだと、ほかにもいろいろ本当にすばらしいことが書いてありますけども、その口きき、私はもう申し上げます。口ききはあっておりませんけども、もし口ききがあってもそういうことで私も左右されるような、そういう気持ちは毛頭ございませんので、ひとつその辺は分けていただきたいなというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

一つの考え方ですね。先ほど同僚議員から思考過程なり、政策決定の過程がありましたけども、一つの考え方がずっと伝わっていくと、それは危惧されることなんです。しかも、重要な、人は宝ですから。人は石垣です、人は城だと言った人がいます。それが一番、そういうことが一番大事なことで、ここにおられる職員の方も宝で、ここで基山町動いていくわけですから。人事管理も情でやるんじゃなくて理でやらなきゃいけないと、我々も指導を受けてきました。そういう点では大事なことだと思います。一緒に一つの兆候であるという形で理解いただければと思います。

最後、最後じゃありませんが、社屋についてですね、これ公聴会、不安を解消するためだとおっしゃったんですけども、これもさきの議会で賛成討論の骨子の中にこういう不安を町長が結審するんだと、こういうふうには討論された議員の方がおられましたけども、トップの案件であるということでありましたが、本当にそれほど急がなきゃいけない、あやふやな情報を確認したけど、あくまで情報資料であって情報でもなかったですね。おそれだったですね。住民参加の協働とおっしゃってる自治のやり方、非常に当を得たものだと思ってますが、大事なことであればあるほど住民の意見を聞き、住民と討論をする。これは今議会も首長も両方ともやっぱり住民に説明して、住民の意見を聞いてというのが今主流なんです。どんどん動いていってます。動かなきゃいけないと思ってます。それが地方分権なり、地方主権なんです。

だから、そこでどうだったのか。先ほどもありましたね。例えば、道路の説明会も言われたからやるんですか。議員さん方もそういう指針持ってるんですね。もっと行政が出てきて、要するに協働をやるためには、要するに協働というのは住民参加型の自治をやるためには、皆さんもおっしゃるように情報の共有が必要なんです。ところが、行政が持ってる情報は膨大なものなんです。その情報が開示がなくて、透明性がなくて、コンプライアンスがなくて、ああ、ごめんなさい、本当に協働が、住民が参加ができるんですか。例えば、先ほど教育長の答弁聞いてましたら、委員会あるとき資料づくりが必要だからとおっしゃいました。今までありましたけど、いろんな県のあれなんか出て行って、県が資料出すことないです。なぜならば、皆さん意欲を持って全部資料を持ってくるんです、探してくるんです。ただ、基山町みたいに充て職で委員を集めると、そうしなきゃいけないんです。それはぜひ変えていただきたいと思います。どんどんやっぱり住民に出さないというのは、民主主義を否定し、主権在民を否定するものだと思うんです。

もう最後に、ちょっとこのことでお聞きしたいんですが、町長は今議員が、議会が行政をチェックするという言葉よく聞きますが、行政が議会をチェックをするという考え方はありませんか。あえて意見を言って変えていく、これチェックというかどうか分かりませんが、そういう意思はないですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私もやっぱり議会、失礼ですけども議員さん方、チェックはさせていただくというか、そういう気持ちは持っております。一方的に、行政の施策をチェック、チェックということじゃなくて、やはりお互いそのチェックし合っていくというようなこと、これは必要なことだろうというふうに思っております。

ちょっと余計なことかもしれませんが、その何でこの公聴会しなかったということでございますけども、これは協働とか、あるいは地方主権といいますか、そういう言葉もちろん私も大好きなことなんですけども、やはり話し合いという場を持つということ、これはやっぱり必要だと。そして、それにはやっぱり何もかもというわけにもいかんと。ケース・バイ・ケースだというふうに思います。町の基本方針、総合計画とか何かのときは当然必要だろうと思いますし、あるいは何かをつくるということで町民の皆さんとの関連とか、協力をいただかなきゃいかんとか、あるいはまた町民の皆さんと行政とどうも考え方がやっぱりギャップがあるとか、そういうことは当然話し合っていかなきゃいかんというふうには思っております。今、まちづくり条例、これはその一つのルールづくりと私は位置づけておるんですけども、そういうことでこれをうまく運用できればなというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

安心をいたしました。二元代表制で首長と議員さんは両方とも住民から選ばれて、住民の代表なんですね。それ執行権を任されてるから。それから、政策提案権を議会も持つてるわけですから。チェックだけではありませんので。

ただ、危惧をするのはできる限りじゃなくて、すべてなんです。情報公開というのは、基本は。ケース・バイ・ケースじゃなくて。それが住民参加型の協働の原点なんです。そういう意思がやっぱり、そしてその自己責任といいますか、住民の方も自分が参加してそうなのは自分の責任なんですよ。そういうことだろうと思うんですね。

次に、子どもの教育について、今教育、福祉ともに重要であると考えておりますというふうにお答えいただきました。教育長、どのようにお考えですか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

教育的視点と福祉的視点があるのは当然だと思います。ですから、二者択一にこっちがいんだと、こうじゃないといけないということは言いがたいかなと思うんですね。例えば、その年々の児童・生徒の実態によっては、もしくは国の趨勢によってはどちらとも言えると、

これは否定できないと思います。例えば、教育においてインフラ整備が非常に必要だというとき、また学力問題、さきあたりも出ましたけども、学力問題で不足の点が多いからどうにかせにゃいかんなどというときにはそうなると思うし、福祉においては例えば伝染病、去年みたいにインフルエンザが発生した場合の判断、そういうときには福祉というふうに、その判断の根拠になるんじゃないかと、このように思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

ちょっと言行不一致じゃないかと申し上げたんですが、両方が重要であるという、このどちらか、確におっしゃったようにどちらかってケース・バイ・ケースもあるかもしれませんが。ただ、私は2つの理由からこのこども課は教育委員会に置くべきだったろうと考えてるんです。福祉は健康福祉課がおられるんですから、それでたくさんの人数がいます。教育委員会の責務っていうのは非常に重大だし、将来にわたって響くんですね。それで、教育基本法に教育というのは家庭教育、学校教育、社会教育、それを今生涯教育と言っています。今、基山町で生涯教育を担当する分はごく一部しかありません。それから、よく同僚議員が言われるんですが、この佐賀県に3つしかない国指定の文化遺跡がありながら、職員が一人しかいませんですね。少ない人数で、例えばこども課が教育委員会の事務局にいれば、その中でもっと人員がふえるわけですから、運用ができるわけですね。社会教育も子ども教育も。それで、私は今保育園と幼稚園が文科省と厚生労働省の管轄に分かれていますが、今国は一緒にしようとしてます。放課後児童も私はどちらかといったら福祉の今問題なんですけども、あれは生涯教育の一環としてとらえるほうが私はいいんじゃないかと思ってるんですね。それによって、家庭教育の面はいかないんですね。そういう点では、私は町長に前に部制を採用されたらいかがですかと、こう申し上げた。みやき町は部長ぐらいは3人が4人かおられますね。那珂川町にも4人ぐらいいるんです、部長が。だけど、いやあ、そんな考えないよとおっしゃったんですが、これのやはりそういうことを考えてる。福祉っていうか、そういう健康だとかいようなことについては、健康福祉課がちゃんと立派におられるわけですから。そこにまとめてその一部、もっと積極性、そりゃ福祉っていうのは受動の部分ですよ、主動部分もありますよ。でも、教育という部分は主動の面で15年先、20年先を見ていかなきゃいかんわけで、非常に重要なところだと思うんです。私も社会人教育に33年ぐらいタッチしてきた人間なんですけども、非常に教育の怖さ、すばらしさを体験してます。それで、その次の改編のときにそういうふうに教育委員会に組織替えをされて、もっと教育委員会を充実するというお考えは、町長、ございませんか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、教育っていうのは大事な部分だと、一番大事なと言ってもいいかもしれません。そういう位置づけをするべきだろうというふうに私も思います。しかしながら、今の子ども課というのはいわゆる子供の福祉、そして子供の、幼児の教育、この辺のところを例えば保育園とか、あるいは子育て交流広場とか、そういうのを通じて教育をするというようなことでございます。それはもう当然学校教育と生涯学習と重なる部分っていうか、同じようなことがあるということもわかります。それから、福祉にしたって健康福祉課と重なる部分ってあるんですけども、やはり子ども、大切だということで、その福祉か教育かと。どちらかといえば、福祉の仕事が今多いということです。ただ、教育に関しては教育学習課も十分連携をとりながら、そこで教育もやっておるということ、単独でやるということじゃございませんし、これこそ横の連携をとりながらやっておるということでございます。現在のところ、それをもう子ども課をなくして、福祉と教育のほうに統一するという気持ちは今のところございません。

5番(片山一儀君)(登壇)

人が大事、その次は組織の運用が大事なんですね。しかも教育委員会っていうのは、これは自治法で内部部局というか、町長部局とは別に、附属機関とは別に委員会として非常に重視されて独立性を持っているところですね。そういう点では、やはりそこに権限と責任があるわけですから、やはりそういうことを重視していただく。これは執行権で町長がお決めになる事項ですから、お願いをしたいと思います。

今、先ほど職員の病気のことで質問がありましたが、現在ひきこもり、あるいはうつ、どれくらい患者がいると概算、承知されてますか。

議長(酒井恵明君)

片山議員。質問事項の5に入られたわけですね。(「え、違う。子供のところです。子供の教育について」と呼ぶ者あり)子どもの。ああ、そこで問われたんですか。(「範囲はどこ」「いや、今日本にです」「日本にですか」と呼ぶ者あり)ああ、日本の。町長。

町長(小森純一君)(登壇)

申しわけございませんけども、存じておりません。かなりの数、ふえておるということだろうというふうに思います。

議長(酒井恵明君)

片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

8月19日に武雄で全国地方自治体政策研究交流会がありました。そこで、ある方が質問をされたんです。各自治体の方が来られてましたから、北海道からも、沖縄からも。職員にやっぱりどこでも抱えられてますね、いろんな職員がやっぱりそういう悩みを持っている。きょう申し上げたのは、子どもが今引きこもり、主は多くは子どもなんです。子どもと言えるかどうかわかりません。高校を出たときに一番多くの人間が引きこもります。その次は大学

を出たときです。一番遅いのは58と言われます。今約300万のひきこもりがいると言われております。それから、うつ病患者は100万いると言われております。これはなぜここで話をするかというと、議長、これは教育の原点といいますか。今、オンリーワン教育、あるいはナンバーワン教育っていう、昔我々のはナンバーワン教育でした。今はオンリーワン教育ですね。その大事にされた子どもたちが、要するに学校の中の競争社会じゃなくて、競争社会にぼんとほうり出されたときのギャップにびっくりして、要するに高校生あたり学校行っているときはモラトリアムなんですね。もう体は大人、でも精神的にはモラトリアムです。それが社会にほうり出されたときに、そのギャップに驚いてなる。これの原点は、要するに不登校に、必ずにひきこもりになる人は不登校の経験をしたというデータがあります。今、子どもさんの教育について教育学習課長、教育長でもいいんですが、今不登校、あるいは不登校予備軍っていうのはどれくらいいるものでしょうか。基山町で。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

町内のデータはございます。今のところ、両小学校不登校児童はおりません。中学校が5名、そのうち2名が女子、予備軍が3名ほどというデータはございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

基山町の場合、今いろんな会が支援してサポートして、また地域の人があるんですが、我々子どものころは下駄で、あるいははだしで学校へ通ってましたが、今雨が降ると通学者が物すごく減るんですよ。見たら、全部お母さん方車で送られるんですね。私、神崎清明高校にいたときにも、高校生になってもまだ車で送ってくる親がおられたんですが。前にも言ったことありますけども、戸外で遊ぶ子どもが多い地域は子どもの体力が高いが、戸外で遊ぶ子が少ない地域は子どもの体力が低いというレポートがあります。子どもに対する視点は福祉という視点ではなく、やっぱり教育という、鍛えるという視点で町の執行機関の編成を考えていかなければいけないんじゃないかと思うんですね。

この章の最後で、偉大なフランスの思想家ルソーが子どもを不幸にする、その確実な方法はいつでも何でも手に入れられるようにしてやることだということを言っています。やはりメンタル的に強い子どもをつくらないと、基山町の将来が、あるいは国の将来が非常に不安定になるんじゃないかと思えます。

次は、先ほどもちょっと同僚議員からありましたが、住民サービスについての考え方について申し上げます。（「訂正があります。よろしいですか、訂正を」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

申しわけございません。

先ほど5人中2名が女子と申しあげましたけど、3名でございました。なお、ちなみにこれが多いか少ないかの問題ですが、今県内の中学校では大体39人に1人の割合だということです、不登校が。39人というのは大体中学校の1クラス分の人数ですもんね、ほぼ。ということは、基山中は15学級ございますから、それでいくと15人と。そういうことから考えると、非常にいいんじゃないかと思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

ありがとうございました。

前にも1回聞いたことがあるんですが、職員のサービスについてですね。役場を訪ねたら方々回されたという声を聞きました。この前古川県知事が話をされてたんですが、県庁は必要な職員がお客さんとこへ出向くって言われるんですね。それで回されることはありません、必要な職員出ていくんですとおっしゃられる。それは1階にありますよね、住民サービスがですね。あれは昔NPO法人の佐賀県推進機構が民間委託を受けてやってる、運営してるとこなんですけども、協働化事業テストで県民に対する窓口サービスをNPO法人とコラボされました。このような新たな発想、努力、事実が今回佐賀県が国連公共サービス賞を受賞した要因になってるんじゃないかと思いますが、先ほど総合窓口をつくったらどうかという提案がありましたが、基山町にはそのような発想意識は今、あるいは近い未来にはないんじゃないでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに、総合窓口といいますか、案内といいますか、そういうところはやっぱり頭をかすめたことはございますけども、しかし実現には至ってないということでございます。それから、回されたといいますか、本当にそれがたくさんあるのかどうか。私は折に触れ、やはり県と、県はちょっとどうかと思うんですけども、まあ職員が出向くか、あるいは担当が違う、しかも隣同士とか、ちょっと先ということであれば、そこまで案内するというような、そういう接遇はしなきゃいかんぞということは申してはおります。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

少ない人員でやっぱりそういうサービスをするっていうのも大変なことでしょうが、そういうふうにそれこそ大きければ、そういうサービスの余裕がとれるんですね。基山町小さい

と、なかなかそれはとれないかと思いますが、そういう発想も必要だろうと思います。

個別にですが、私が3人の課長を訪ねたことがあります、共通していることはその小さなことではないんですけども、本当に課長がみずからやられるという姿勢には敬意を表します。しかしながら、残念ながら課長がみずから決定できなくて、やはり係長なりに聞かないと決断できないというのが、私は問題を感じますし、それであるところでは30分ぐらい時間を要しましたね。これは全部がそんなだったら大変ですよ。大変ですけども、ところでその反面、これはある課でまちづくり推進課かどっか行って話をしたときに、観兆即動といいませんか、あったらぱっと動くという職員の方がおられました。住民のところにはぱっと行かれました。これはもう2件あったら2件ともまちづくり推進課だったと思いますが、そういうふうに対応がいろいろ違うんです。個人の職員の気質で違うのか、組織体として違うのかっていうのが問題だと思うんです。先ほど職員の責務というのが基本条例に入ってきましたが、組織体としてそれが動かない限りいいものにならないと思うんです。したがって、そういう対応に差があるのは職員教育が役場で体系的に行われていないんじゃないのかな。職員個々の判断、あるいは能力によって差が出てくるんじゃないかと思うんですが、そこらあたりいかがですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

先ほど言われましたけれども、課長が係長に決断を仰いで係長のほうが決断するっちゃうのは、私はあり得ないと思っております。逆に、係長のほうが課長にやっぱり決断を仰いで最終的な決断をしていくと思っております。

それから、中の内容等について案件によりましては対応は異なると考えております。業務内容に間違いのない回答を行うためには、担当あるいは係長、またその場で即答できないことは上司と相談したり、後で回答したりする場合もあると思います。基本的には、町民の方に間違いなく正確に回答することが一番と考えております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

確かに、間違いのないというのは公務員の責任を問われないことが大事ですから、よくわかります。でも、その保守性が業務を渋滞させ、発展をしないんじゃないですかね。自ら考えて行動する。今、ウエブ町長室があります。それから、県知事のところがあります。あるいは、県の課長あたりにメールを送って、県の課長クラスでいろいろな質問をすると、即その場で返ってきますね。この前も農林課か何か行ったら、ちょっと答えが出なかったら夜メールが来ました。県知事のやつは1週間以内ですね。町長は2週間以内ですね。それぐらいやっぱり差がある。私は今この非常に危機感を持っておりますのは、この前、町長の21年度

成果報告もありましたが、多くが自ら企画をするんじゃないかと、どっちかといえばお金があるから、補助金があるからそれについていくという事業が多いんじゃないかと。それで、いろんな国の施策なり、県の施策を自らやりましたとって満足されてるところが非常に多いんじゃないかと。これは予算の絡みがあるから、自主、自治事務というのは非常に制限されることはわかってるんですが、発想を聞いてて、考え方を聞いててそのように感じてしょうがないんです。それが私が強い行政でなきゃいけないとこう言ってる理由なんですけども、そこらあたり御配慮いただきたいと思います。

町長はお客様主体と回答されましたが、窓口業務で接客に当たる職員の服装が今このこういう、ここに来られるときは全部ネクタイ締められてますね。でも、Tシャツであったり、ポロシャツであったり、このまあ統一されてますが、これを町民に理解をして了解を得てるからおっしゃるんですが、これはもう職員主体の考え方で、お客様にそういう態度とられますか。普通はとらないでしょう。それがまず職員主体、要するにそれは官の論理というんですよ。官の論理。私は基山町を見て非常に強く感じます。自分が公務員を三十数年やってきた中で、特に強く感じる。中に入り過ぎて知り過ぎたからかもわかりません。官の論理っていうね、よそへ行けばあるのかもしれないけども、特に強く感じる、保守的で。そういうところに対してもし町長何か御意見がありましたら、よろしく御回答ください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

職員のことを言われますと、非常に私も何かじくじたるものがあるんですけども、本当に基山町の職員、そんなにいけないのかというような、私はそういう気を持っております。これは、そりゃうぬぼれだろうとか、自己満足だろうとか、あるいは弁解弁護だろうというような言われ方もあるかもわかりませんけども、私がよそで聞いた、ほかの役場の市の方と話す、いやあ基山町よくやってるよというような、そういう話を実は私は私で聞いておりますし、決してそれがすべてとは言いませんけども、そこでちょっと言わせていただきますと、やっぱり県庁のこともおっしゃいました。それから、国のこともあるでしょう。しかしながら、市、町、村というのは、いわゆるもう末端のサービス、窓口対応と。この辺がかなりの部分占めております。それだけじゃいかんから、政策なりをもっとしっかりやれというような、そういう仕事もまた来とるわけでございますけども、しかしもともとはやっぱり事業遂行、あるいは窓口対応。しかも、それをやりながら事務も実は、まあ向こう向いとると言われりゃそれまでですけども、事務もとっておると。そういうふうな立場にあるというような、これはもう弁解だと思えます。

それから、よく公務員と民間というような、民間のようなサービスをやれと言われますけども、それも果たしていかかなと。民間ってどういう民間を言われてるのかですけども、デパートの店員さん、販売員さん、その辺のところとはやっぱり役場というのはちょっと違

うと。どういう方がどういう事情でどういう気持ちでいらっしゃってるのかわからんから、その辺とこは、さあいらっしゃいませというようなことではないと。しかしながら、そりゃやっぱりお客様ということで目礼なり、おはようございますなりっていうことはもちろん言わなきゃいかんけども、そういうところもあるうかと思えます。

私もあいさつということで、直接職員にはなかなかあれですけども、課長たちに言うのはやっぱりその辺のところきちんとした気持ちを持ってあいさつをなきゃいかんと。しかし、民間とはちょっと違うだろうとなあというようなことも言います。そういうことで、ちょっと私弁解みたいなことばかりになりましたけども、余り職員をいろいろ言われますと非常に私も苦しい、暗い気持ちになります。ひとつそういう指摘も結構でございますけども、いいところもひとつ認めていただいて御指導をいただければというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

みんながそうなると思ったら大変なんですね。ただ、これよくなればということで申し上げてるんです。

最後に、衝撃的な。これは情報資料じゃなくて、それを伝えてくれた人が立派な人ですから。3階で時間中にパソコンでゲームをやっていた職員がいる。今、パソコンにゲームソフトがインストールされてるんですか、されてないんですか。さっき議会でやったらインストールされてるんです。要するに、公務員のパソコンには不要なソフトをインストールしないで発注する仕様書をつくるんですよ。ところが、さっき議会で見ますと、議会では特別かわかりませんが、汎用ソフトが入ってるんです。それを課長、チェックされてますか。それはもう総務課長で結構ですが。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）（登壇）

ソフトについては入ってるものと入ってものとあると思っております。ただ、ゲーム等については使用はしないような統一の見解を持っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

最後になりますが、これはどこでもあるんですよ。熊本市の水道局はそのためにパソコン管理者が管理できるソフトを入れてるんです。今、ゲームを入れてなくてもインターネットにつながってりゃ無料ソフトが入りますから。それを入った時点ですぐチェックできるソフトがあるんです。それを使ったらわかるソフトがある。それを水道局は入れてるっていうことは、そういう職員がいるっていうことなんですよ。多分、基山町もLANケーブルでつな

がってると思いますから、そういう仕組みは簡単にできると思うんです。これは管理者がそこあたり能力が高くないとできないですけども、そういうことが今の時代ですから、そういうことがあったということは、やっぱり関心を持っていただいて引き締めていかなければ、襟を正さないといけないんだろうと思います。悪く言う意味じゃなくて、やっぱり基山町の住民のためのサービスがよくなればいい、基山町の行政が強くなればいいという思いで質問させていただいたんで、ひとつこれから御努力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

議長（酒井恵明君）

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。（「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）何か。（「今の片山議員の質問の件ですけど」と呼ぶ者あり）はい。

11番（原 三夫君）

今、片山議員が一般質問を町長にされて、その中で議会は行政執行部をチェックするけど、町長は議会のチェックしないのかと、そういう質問に対して町長はチェックすると、議会を。それでいいんですか。されるんですか、議会のチェックを、町長。

議長（酒井恵明君）

いや、じゃどういふ、真意をお伝えください。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それはチェックという言葉がいかがかとは思いますが、やはり私どもも議会、議員さん方をそれなりに見ておるといふことで、だからそれを皆さん方にどうこう言った覚えはございません。ただ、やはりそんな何もかもそれじゃああそうですかというような話ではないと。やはり、それなりの見方をして、それで解散権が、請求権があるのかどうか、その辺はそんな大それた気持ちもございませんし。ただ、気持ち、目としてはやっぱりそれも有り得ると。全くないというのはうそになると思います。（「チェックするっていう言葉を撤回せんといかん。議会はチェックできるですよ。町長はチェックできんですよ。チェックするとするなら、議会に対して質問しないんですよ。できんですよ」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

町長、それは。

町長（小森純一君）続

チェックという言葉を私……申しわけございません、実際、ここで使ったかどうかと、議事録見てもらわなきゃわかりませんが、さっき気持ちとしてはそれはもうすべて何もかもということじゃない、やはりお互い見る目を持ってといふ、そういうつもりでございます。したがって、そのチェックといふこと、それがもし私先ほど言ったようであれば、撤回はさせていただきたいといふことでございます。（「議長」「了解」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

何かまだありますか。

5番（片山一儀君）（登壇）

私の言葉が原因になって町長お困りになってる。私言葉を使いましたけども、それは我々が言ってるチェックと意味じゃなくて、やっぱり二元代表制という意味で両方があるわけで、町長がおっしゃったようにそのために議会の解散権もあるわけですし、こちらも不信任案の請求権あるわけですから。ただ、チェックというその非常に低レベルの問題じゃなくて、町長もそういうことをおっしゃったんだろうと思うんです。お互いがしのぎを削って行政のために、だからそのために議会、チェックだけじゃなくて政策提案ができるわけですから。予算だって増減だってできるわけですからね。いろんな機能があるわけですから。やっぱりそこらあたりで町長おっしゃったんだろうと思いますし、私もそういう意味で申し上げたんで、角突き合わせてってという意味じゃありませんから。やはり、町がよくなるためにお互いが知恵を出し合って、見ながら、見合いながらいろいろ意見を出し合って、だから町長に質問があったって全然構わんだろうと私は思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

原議員もそのあたりは理解しながらおっしゃったと思いますので。今、町長からも、私自身も実はチェックという言葉が町長が発せられたかどうかは確認していません。申しわけございませんが。発してあれば撤回ということで、今町長も発言してくださいましたので、それで御了解ください。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で本日の一般質問はこれで終わります。

本日はこれをもちまして延会といたします。

～午後4時54分 延会～